ISSN 2433-4111

キリスト教ヨーロッパにおけるポーランドの1050年

1050 lat Polski w Europie chrześcijańskiej

フォーラム・ポーランド2016年会議録
Forum Polska Konferencja 2016

監修
NPOフォーラム・ポーランド組織委員会

監修　特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会
編著　関口時正　田口雅弘　白木太一
協賛　ポーランド広報文化センター

Publikacja przygotowana przez Komitet Organizacyjny „FORUM POLSKA”
Redakcja: Tokimasa Sekiguchi, Masahiro Taguchi, Taichi Shiraki
Sponsor: Instytut Polski w Tokio

ポーランド広報文化センター
INSTYTUT POLSKI TOKIO

目次

2016年会議プログラム　・・・

2016年度　フォーラム・ポーランド会議
キリスト教ヨーロッパにおけるポーランドの1050年

【日時】 2016年12月10日（土）　10:00～17:00
【会場】 青山学院アスタジオホール（渋谷区神宮前5-47）
【主催】 NPO法人フォーラム・ポーランド組織委員会
　　共催： ポーランド広報文化センター、青山学院大学
　　後援： 駐日ポーランド共和国大使館

10:00-10:20　開会の辞:　ピョートル・ショスタク駐日ポーランド共和国代理大使

はじめに:　白木太一(NPO法人フォーラム・ポーランド組織委員会、大正大学文学部教授)

10:20-10:50　PDFパネル上映(グニェズノ国家発祥博物館他作成、NPO法人フォーラム・ポーランド組織委員会編集) 「966 年の洗礼 ポーランドの起源について」

10:50-11:00　ポーランド民族舞踊団「シロンスク」によるポーランド歌謡演奏(Joanna Cierniak, Piotr Nikiel、曲目:「ドンブロフスキのマズルカ」、「神の母」ほか)

11:10-11:55　梶 さやか (かじ さやか) 岩手大学人文社会科学部准教授 「国歌と賛歌でたどるポーランド史」

11:55-13:15　記念撮影、昼食

13:15-14:00　荒木勝 (あらき まさる) 岡山大学理事・副学長 「ポーランド年代記からみるキリスト教改宗の意味」

14:10-14:55　金沢文緒(かなざわ ふみお) 岩手大学教育学部准教授 「イタリア人画家カナレットの見たワルシャワ ―18 世紀ポーランドの宮廷美術との関わり」

14:55-15:25　ティータイム

15:25-16:10　ドロタ・ハワサ ジャーナリスト 「ワールドユースデイー ポーランド洗礼の遺産」

16:20-16:50　NPO法人フォーラム・ポーランド組織委員(白木、吉岡、関口ほか) 「マテイコの描いたポーランド史」

おわりに: 田口雅弘(NPO 法人フォーラム・ポーランド組織委員会副代表)

閉会の辞: ミロスワフ・ブワシチャック (ポーランド広報文化センター所長)

総合司会：　白木太一(NPO法人フォーラム・ポーランド組織委員会、大正大学文学部教授)

開会の辞

ピョートル・ショスタク駐日ポーランド共和国大使代理



皆様、お早うございます！

まず何より、お招きありがとうございました。青山学院大学におけるこの催しの開会のご挨拶をさせて頂けますことを大変嬉しく思います。ポーランド国家の揺籃期についての講義を聴きに、また議論をするために、皆様が土曜の朝からこうしてお出かけになられていることは、私にとって嬉しい驚きであり、敬服に堪えません。もしも私がいつの日か――帰国後――よく晴れた土曜の朝、日本国家の揺籃期についての会議に招待された暁には、必ず参加するとお約束いたします。

さて皆様、今日の会議のテーマは、ポーランドの歴史における――実際にはその揺籃期における――とても重要な事柄に関わるものでありますが、ポーランド国家の成立と「ポーランド洗礼」をめぐる状況について、少しお話しいたしたいと存じます。このテーマは大変興味深いのですが、実は第一次史料というものが僅かしか存在しません。現在のわれわれに分っている限りの、明白な信憑性がある事実に基づいて調べ、解釈し、演繹しながら、非常に多くの研究や推定が試みられています。例えば、わが国最初の統治者――王ではなく、あくまで統治者――であったミェシュコ一世の洗礼行為自体に関しては、ポーランドにもヴァチカンにも、一時史料が残されていません。ごく最近まで、「ポーランド洗礼」がいつ行われたかははっきりしていませんでしたが、歴史上知られるさまざまな事実の中から、その一部を除外し、また結びつけるということをして、「洗礼」は966年に事実としてあったということが結論として導き出されました。昔も昔、まさに1050年前のことです。どういう事情があって、ミェシュコ一世が受洗せざるを得ないという、あるいは受洗したいという状況にいたったのかというのは極めて興味深いところであります。背景には当時ヨーロッパのこの地域で支配的だった政治的、経済的な勢力関係がありました。権力闘争、あるいは隣人間の戦争といった現象は、オットー一世とミェシュコ一世が同盟を必要とするにいたった主要な要因の一つです。それに伴い、すでにキリスト教ヨーロッパというファミリーの一員となっていたチェコの王女ドブラヴァとミェシュコ一世が結婚することにオットー一世は同意します――こうして「ポーランド洗礼」は実行されたのでした。

一つ皆様のご注意を喚起申し上げたく思いますのは、966年の「ポーランド洗礼」とポーランド国家の成立を結び付けることはごく一般的に行われていることではありながら、なぜこの年でなければならないかということの厳密な論証はまだなされていないという興味深い点です。われわれが「国家」をどう定義するか、国家とは何であったのかということに、すべては依存します。最新の研究によれば、930～940年代にはすでに、グニェズノの周辺で嘗てなかったほど高密度に、防壁を巡らした集落の建設が始まっていたといいます。これは、この地方の部族たちが感じていた外敵からの脅威に応じて進んだものですが、この段階ですでにポーランド国家の萌芽が見られるとも言えるでしょう。同時にまた、当時の出来事のより実際的な側面や挿話的な事情に注意を向けることもできます――すなわち、ミェシュコ一世がドブラヴァに対して抱いた正真正銘の恋心です。

皆さん、最後になりましたが、この会議を企画、開催して下さった、青山学院大学執行部、ポーランド広報文化センター、ミロスワフ・ブワシュチャク所長に対して、厚く御礼申し上げます。またご臨席いただき、ご支援いただいている山中誠前ポーランド駐在日本国大使、そして随分以前からやはりポーランドと日本の関係のためにご尽力を賜っている白石和子元大使にも御礼申し上げます。そしてここにおいでの関口時正教授、荒木勝教授を始めとして、ご自身の専門的知見を皆様と分かち合うべく、今日の朝、遠い各地からお

集まりになった皆様に――お名前は挙げませんが――御礼申し上げます。ありがとうございました！　実りある議論と興味深い講義の一日となりますように、お祈り申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

（関口時正 訳）

Przemówienie Pana Piotra Szostaka, Zastępcy Ambasadora RP

Dzień dobry Państwu!

Proszę Państwa, przede wszystkim dziękuję za zaproszenie. Jest mi bardzo miło, że mogę otworzyć to wydarzenie, tę konferencję na Uniwersytecie Aoyama. Podziwiam Państwa i jestem pozytywnie zaskoczony tym, że w sobotę rano zechcieli Państwo przyjść debatować oraz wysłuchać wykładów na temat początków państwa polskiego. Obiecuję, że jeżeli kiedyś - po powrocie do Polski - zostanę zaproszony w piękny sobotni poranek na konferencję o początkach państwa japońskiego, to wezmę w niej udział.

Szanowni Państwo, ponieważ temat dzisiejszej konferencji dotyczy bardzo istotnych wydarzeń z historii Polski – w zasadzie jej początków – to pozwolą Państwo, że powiem kilka słów na temat okoliczności powstania państwa polskiego i Chrztu Polski. Ten temat, jest bardzo ciekawy, ponieważ tak naprawdę istnieje niewiele materiałów źródłowych. Bardzo dużo badań i ustaleń podejmuje się na podstawie retrospektywnych śledztw, interpretacji, dedukcji pewnych faktów, które są znane ponad wszelką wątpliwość. Na przykład na temat samego aktu chrztu Mieszka I, czyli pierwszego władcy Polski – nie króla, tylko władcy – nie zachowały się w archiwach ani polskich, ani watykańskich, żadne materiały źródłowe. Do niedawna tak naprawdę nie było pewne, kiedy odbył się Chrzest Polski, ale na podstawie wykluczania i powiązania pewnych faktów znanych z historii, wyciągnięto wnioski, z których wynika, że Chrzest faktycznie nastąpił w 966 roku. Było to bardzo dawno, dokładnie 1050 lat temu. Niezwykle interesujące jest pytanie, co doprowadziło do sytuacji, w której Mieszko I musiał, albo chciał przyjąć Chrzest. Były to siły polityczne, gospodarcze, które dominowały na tym terenie Europy. Takie zjawiska jak walka o władzę, czy wojny pomiędzy sąsiadami, były jednymi z głównych czynników, które doprowadziły do tego, że Otton I oraz Mieszko I, potrzebowali sojuszu. W związku z tym, Otton I zgodził się na ślub Mieszka I z czeską księżniczką Dobrawą, która już należała do europejskiej rodziny chrześcijańskiej – i tak dokonano Chrztu Polski.

Pozwolą Państwo, że zanim skończę zwrócę tylko uwagę, na jeden ciekawy element, mianowicie tak naprawdę z Chrztem Polski w 966 roku wiąże się najczęściej początek państwa polskiego, jednak nie ustalono dokładnie dlaczego właśnie od tej chwili. Wszystko zależy od tego jak

definiujemy „państwo”, czym ono było. Najnowsze badania pokazują, że już w latach 930 - 940, tak naprawdę doszło do bezprecedensowej intensyfikacji i zabudowy grodów wokół Gniezna. Dokonano tego w wyniku poczucia zagrożenia tamtejszych plemion, także można mówić, iż już wtedy, powstały zalążki państwa polskiego. Można też patrzeć na bardziej prozaiczną stronę i przyczynki tamtych wydarzeń – wielką miłość Mieszka I do Dobrawy.

Proszę Państwa, chciałbym na zakończenie bardzo podziękować władzom Uniwersytetu Aoyama i Intytutu Polskiego, Panu Dyrektorowi Mirosławowi Błaszczakowi za inicjatywę tej konferencji, za jej organizację. Chciałbym również podziękować za obecność, za wsparcie byłemu ambasadorowi Japonii w Polsce Panu Makoto Yamanaka, Pani Ambasador Kazuko Shiraishi, która od dłuższego czasu również wspiera stosunki polsko-japońskie. Także dziękuję profesorom tutaj obecnym, Panu Profesorowi Tokimasa Sekiguchi, Panu Profesorowi Masaru Araki i wszystkim, których nie wymieniłem, którzy przyjechali tutaj z daleka z różnych prefektur, żeby dzisiaj rano podzielić się z Państwem swoją wiedzą i ekspertyzą. Dziękuję bardzo! Jeszcze raz życzę udanej debaty i interesujących wykładów.

はじめに

白木太一(NPO法人フォーラム・ポーランド
組織委員会、大正大学文学部教授)



皆様、本日はお忙しい中お越しいただき、ありがとうございます。

今年のフォーラム・ポーランド会議のテーマは「キリスト教ヨーロッパにおけるポーランドの1050年」です。

では、1050年前、西暦966年に何があったのでしょうか。966年という年は、現在のポーランドの地を支配していたポラニェ族の長ミェシュコが、ローマ典礼のキリスト教を受容した年であります。これは、当時のポーランドを取り巻く、神聖ローマ帝国、ボヘミア王国、キエフ・ルシなどの国々との国際関係を背景とした出来事であります。ポーランド出身の歴史家、クシシュトフ・ポミアンはその著書『ヨーロッパとは何か』において、この出来事を「ローマ・キリスト教、ラテン語、文字へという三つの改宗を意味する」と述べています。実際にはその後のポーランドのキリスト教化、広い意味での「改宗」はかなり長いスパンで紆余曲折を経て進行していきますが、ポーランド民族の歴史の岐路として大きな意味を持つものであることは確かです。

その後のポーランドとその東方の地域では、こうしたキリスト教化の動きが緩やかに進展していきます。それは、ほぼ400年後のリトアニアへの布教・君主の洗礼に代表されるような「キリスト教文明の東漸」という動きを伴っています。そしてその「文明化」の動きには、様々な反応があったことは言うまでもありません。とりわけ近世のポーランド・リトアニア連邦国家は、一言でいえば、カトリック・西欧文明の伝播者としての普遍的な側面と、それに対する反作用（たとえば「キリスト教の防壁論」、あるいは「サルマティズム」といった動き）という側面を持つと思います。ポーランド・リトアニアの近世はこの両者の動きの間で揺れ動いてきたと言えないこともありません。

キリスト教ヨーロッパとポーランドのかかわりは様々な形であらわれています。今日は、あまり縛りを設けず、緩やかな形で様々な報告を聴き、このテーマについて考えてみたいと思います。

今日の報告は諸般の事情でグニェズノ国家成立博物館作成のパネルの紹介、梶さやかさん、荒木勝先生、金沢文緒さん、ドロタ・ハワサさんの順になります。

それでは最後までお楽しみください。

「966年の「洗礼」－ポーランドの起源」

（グニェズノ国家発祥博物館ほか編纂）

（編者注：本稿はフォーラム・ポーランド2016年会議の際に紹介した部分の翻訳のみを掲載した）



Tablica II　10世紀半ばのポーランドとその隣人

（趣旨文）

　オドラ川とヴィスワ川の支流に位置する土地には、ポーランド国家成立の時期に多数のスラヴ部族が住んでいました。ヴィェルコポルスカ地方の中心にはポラニェ族がおり、その頂点にはピャスト家の権力者がいました。この王朝の統治のもとで、10世紀のポーランド国家成立へと至る領土拡大が始められました。960年代にはこの家系出身の最初の歴史的権力者、ミェシュコ1世が現れました。史料『ダゴメ・ユデクス』によって、彼の統治末期のポーランドの境界を知ることができます。

Tablica III　スラヴ人の信仰

（趣旨文）

キリスト教の受容以前、スラヴ人は文字を知らなかったため、自分の信仰を記録の残すことができず、それゆえ我々はこのテーマで多くのことを知りません。スラヴ人の宗教イメージについて我々はもっぱら、異教の信仰を好ましく思っていなかった聖職者が作者である作品によって知りえます。キリスト教聖職者たちは異教信仰に多くの注意を払わず、しばしばマイナスのイメージで異教に光を当てています。考古学的遺跡もスラヴの宗教に関して重要な情報を提供してくれます。キリスト教受容以前、スラヴ人は多くの神々や低い序列の超自然の存在を信じていました。人々は自然の力、先祖の魂、日常生活に近しい数多くの超自然の存在を崇拝していました。

Tablica IV　ポーランドの洗礼に関する知識の源

（趣旨文）

研究者にとっての過去の出来事の情報源は、過去の時代のあらゆる記録と過去に由来する対象物です。研究者が使える資料が乏しいということは、ミェシュコの洗礼に関しての多くの質問に対して「わからない」「たぶん」「おそらく」といった答えを引き起こします。ポーランド最初の歴史上の公に対するあらゆる資料は、今日の新聞の一面に収めることができる程度のものです。ミェシュコ1世の洗礼に関する記録はその一面のわずかな部分に過ぎません。ポーランド最古の年代記は、ポーランドの公の改宗について我々に簡潔に伝えています。それは公ミェシュコの洗礼、彼のもとへのドブラヴァの到着、彼らの息子ボレスワフの誕生を年代付きの文章で伝えています。この出来事の背景についての一見豊かに見える記述は、メルセブルク司教テトマイエルや名前がわからないベネディクト派の僧の『匿名のガル年代記』に残されています。

ポーランドのキリスト教化については、考古学の遺跡も伝えています。権力者の居住地であったパラティアや教会といった石造建築の遺跡がそうです。

考古学者たちはポズナニやオストルフ・レドニツキにおいて洗礼の浴場と解釈される場所

を発見しました。キリスト教聖職者の活動については、典礼と結びついた品々も証拠となります。民衆のキリスト教化の重要な証拠は、それまでの埋葬方法の変化です。

Tablica V ミェシュコ一世はなぜ洗礼を受けたのか？

（趣旨文）

ミェシュコ一世はなぜ洗礼を受けたのか――この問いに答えるのは、容易ではありません。回答の妨げは、この時代に関して歴史資料が乏しいことです。ポーランド公が受洗を決めた動機として、政治と宗教のさまざまな要素が考えられそうです。

（右上）ポーランド公ミェシュコ一世が洗礼を受けようと決断したのは、「冷静な」政治的計算の結果にすぎなかった、と考えるのは正しくないと思われます。ミェシュコ一世のような有能な政治家ならば、キリスト教を受け容れることからどのようなプラスがあるかを見極めていたに違いありません。それだけが、新しい信仰に移る理由だったのではありません。ポーランド公は、すでにキリスト教化した隣国たちが収めた成功――それは、キリスト教の神に授けられた力の賜物とされました――に印象を受けていたのかもしれません。教会の壮大な石造建築、美しい祭儀、キリスト教の神殿の豪奢な内装は、当時の人々の想像力に強く働きかけるものでした。この絵に描かれている、ベネディクト派修道会で使われていた黄金の杯（11世紀）は、その一例です。

（左上）1000年ごろにライヒェナウ島で作られた祈祷書の中の細密画には、神聖ローマ皇帝に貢物を捧げる4人の女性が描かれました。彼女たちは、神聖ローマ帝国の4つの地方を象徴しています。人物はいずれも同じ大きさに描かれていますが、これは、スラヴ諸民族の指導者であるボレスワフ一世勇敢王がその権威において帝国の他の周辺地域の統治者たちと同等である、というオット一三世の世界観を図解したものです。

（左中）中世初期の戦場で圧倒的な力を振るったのは、いわゆる甲冑兵でした。完璧な訓練を受け、豪華な武装をした軍人たちです。馬に跨り、兜と鎖帷子と楯で身を守っていました。武器は、槍・剣・斧でした。強い戦闘力を示すこうした甲冑兵部隊を、洗礼を受けたばかりのポーランド公への援軍として遣わしたのは、義父にあたるチェコ公ボレスワフ一世でした。イブラヒム・イブン・ヤクブは甲冑兵について、「百名の甲冑兵は、その他の兵隊千人分の力を発揮する」と書いています。

（左下）この十字架は、9世紀末に大モラヴィアの工房で作られました。考古学者がこれを発見したのは、ヴロツワフ市の10世紀後半の地層からです――これはあるいは、シロンスク地方における最も古いキリスト教宣布の跡なのかもしれません。

（右下）印章に刻まれているのは、「リヘザ女王」を意味するラテン語です。この印章は、1010年代初めにミェシュコ二世の妻になった、プファルツ選帝侯の令嬢の所有物でした。こうした婚姻関係の締結は、ボレスワフ一世が収めた外交上の大成功でした――神聖ローマ帝国と縁戚関係に入ることで、ピャスト朝の格式が上がったことを意味したからです。

Tablica VI　ミェシュコとドブラヴァ

（趣旨文）

ピャスト朝のミェシュコ1世はポーランド最初の歴史上の権力者です。「歴史上」すなわち信憑性のある情報に基づいた人物です。

ミェシュコの生涯の始まりは歴史の闇に包まれています。生年月日も権力を掌握した年も知られていません。我々が知りうるのは彼が才能ある指導者で、柔軟な組織者で、効率的な政治家であったということです。 権力を掌握して間もなくミェシュコはチェコと同盟を

結び、洗礼を受け入れ、皇帝オットーと外交的コンタクトを結びました。ヨーロッパの政治地図における国の地位の強化と公の臣下の力の強さによって彼はヴォリン族やザクセン伯ホドンを打ち破ることができました。彼のさらなる成功はすでに968年に彼の国に最初の司教が到着したことです。公ミェシュコの統治期にポーランドではグルドが再建され、その中にミェシュコは最初の教会を建てました。ポーランド最初の歴史上の公は、隣国に対して効果的で実際的な政策を展開しました。ミェシュコの外交の広さについては、彼の娘シフィエントスワヴァがスウェーデンの君主と結婚し、彼方のローマ教皇とコンタクトをとったことも示しています。

Tablica VII　洗礼の日

（趣旨文）

年代記作家たちは初期中世の権力者たちの洗礼を回想しながら、その儀式の詳細を引用していません。こうした現象が起きるのは、これらの報告の作者たちもその読み手たちもキリスト教徒であり、洗礼がどのように行われるかを熟知していたからでしょう。
現代においては、当時の教会布告によって初期中世の洗礼の展開を知ることができます。残念ながらミェシュコがキリスト教徒となった10世紀に関してはこうした史料が欠けています。しかし総体的な典礼の継続性のおかげで、我々はポーランドの公の洗礼の展開に近い状態を規定することができるのです。

Tablica VIII 966年――ミェシュコの洗礼か？　それとも、ポーランドのキリスト教化か？

（趣旨文）

966年はポーランドがキリスト教化された年代と考えられます――もっともここには、ミェシュコ一世と彼の家族、国内の上流階級代表者がキリスト教を受け容れることとポーランドのキリスト教化を等号で結ぶならば……という前提条件がつきます。当時のポーランド領に住んでいた人々の圧倒的多数がキリスト教を受容するまでは、中世初期のすべての年月をかけて達成されていった、時間を要するプロセスでした。ミェシュコ一世とボレスワフ一世勇敢王の統治下では、聖職者の数は少なく、初期ピャスト朝の全臣民の司牧を行うには足りなかったからです。それが可能になるには、13世紀のポーランドにおける教区網の拡大を待たなくてはなりませんでした。

（右上）スラヴの異教徒の中で、一般的な葬式の儀礼は、遺体を燃やすことでした。死者の遺体は火葬され、遺灰は粘土製の壺に入れられて、小さな丘や柱の上に置かれました。

（右2）国家の最上階級（統治者とその家族、司教、大司教）は、教会の内部に埋葬されることもありましたが、それは、宗教的見地から、また地上の権威の観点からも、高い顕彰とされていました。グニェズノ大聖堂の地下には、11世紀初めに造られた壮大な石造の棺が保管されています。そこに葬られたのは、間違いなく当時のポーランドの重要人物です――グニェズノ大司教ラジム・ガウデンティかもしれません。

（左）ポズナン大聖堂の中心には柩が二つ置かれていますが、その中に埋葬されたのは、おそらく、ミェシュコ一世とボレスワフ一世勇敢王でしょう。

（右3）ある地域の住民がキリスト教化されたことを証明するのは、埋葬儀式の変化です。ミェシュコ一世が洗礼を受けた結果として、彼の臣民たちは、次第に死者の遺体を棺桶に葬るようになっていきます。こうした変化の結果、10世紀後半には、「横列式」と呼ばれる最初の墓地が現れました。東と西を結ぶ線上に死者を納めた棺を横列に並べていく配置がその特徴です。

（右4）グダンスクの中世初期の遺構から、トールの琥珀の大槌とキリスト教徒の十字架が発掘されました。儀礼的意味を有するさまざまな用具が、たとえ個々に別の信仰と結びついているとしても、同一の工房で作られることはよくあることでした。これは、もしかしたら、異教世界とキリスト教世界の相互浸透、そして当時の職人たちの企業心（！）を証し立てているのかもしれません。

（下）異教の遺産として残されたのは、ある種の形態、すなわちお守りの魔力への信仰です。お守りは、携える者を魔法や魔力から保護し、安全を保証するとされました。

Tablica IX ポーランドにおける教会組織のはじまり

（趣旨文）

年代記の簡潔な記述が伝えるところでは、ポーランドに司教が就任したのは、968年が最初です。彼の名はヨルダン。ミェシュコ一世の洗礼からわずか2年でヨルダン司教が登場した――これは、ポーランド統治王が手に入れた大いなる成功でした。それによってポーランドの国際的権威が向上し、臣民たちのキリスト教化が容易になったからです。

大方の研究者は、ヨルダンは、ローマ教皇直属の宣布司教だったと考えています。その一方で、彼は確かにバチカンの教皇庁直属ではあったけれど、実は、ポーランドを首都とする「古典的」教区の頂点に立つ者であったとする見解もあります。ヨルダンを引き継いだのは、それまでドイツ教会の要職にあったウンゲルです。

1000年3月にポーランド教会に大きな変化が起こりました――グニェズノにある聖ヴォイチェフの墓所を若き神聖ローマ帝国皇帝オットー三世が訪れたのです。その際、グニェズノを大司教区とすること、クラクフ、ヴロツワフ、コウォブジェクの司教区をその管轄下に置くことが布告されました。ウンゲルのポズナン司教区はヴィェルコポルスカ地方西部に限定され、教皇庁に直属することになりました。

（右上）教会権力の徴、司教杖です。写真の司教杖は、中世初期にグニェズノ大司教が用いていました。司教杖は長い杖でその先は、蝸牛のように渦を描く発条（ゼンマイ）の形に飾られています。この司教杖の一番先は、悪魔の頭の形をしています――竜でしょうか、それとも蛇でしょうか。

（左上）考古学者は、今日のグニェズノ大聖堂の地下に、ミェシュコ1世がこの場所に建造した最初の教会の遺構を発見しました。円形の礼拝堂で、直径9メートルの円形の地面に建てられていました。ボレスワフ一世勇敢王治下によって、聖ヴォイチェフの遺物が納められたのは、まさしくこの場所でした。

（右２）グニェズノ大聖堂の墓所の一つから考古学者が発見した、サファイア石の入った司教の指輪（12世紀）。

（右3）ラジム・ガウデンティ大司教は、チェコの豪族スワヴニコヴィツ家の出身でした。兄ヴォイチェフのたびたびの旅行に同行しました。997年にはプロイセンで、兄の殉教による死を目の当たりにします。ラジム・ガウデンティは1000年に、ポーランド教会の指導者グニェズノ大司教の地位に就きました。

（左下）誕生から、殉教による死、グニェズノへの遺物奉納に至るまでの聖ヴォイチェフの生涯は、12世紀末に銅で造られた「グニェズノ門」の浮彫画に描き出されています。物語は、左扉下の部分から始まります――ヴォイチェフ誕生の場面です。様式は、初期キリスト教美術において神の誕生を描いた絵を援用しています。この場面の横にある浮彫の一部からは、ヴォイチェフのその後の運命の予告が読み取れます――植物の蔓に絡まった猟師が犬を連れて兎を追いかける絵です。中世において、これは、逃げ去る魂を「狩って捕

まえる」殉教者の象徴でした。

（右下）オットー三世のグニェズノ到着を描いた絵です。若き皇帝は聖ヴォイチェフの遺物が納められた教会を見ると、裸足でその先の旅路を続けたそうです。聖堂に案内するのはボレスワフ一世勇敢王、教会の入り口で出迎えるのはウンゲル司教です。オットー三世皇帝に従って運ばれているのは、グニェズノ教会への貴重な贈り物――聖堂の金の敷物――です。

Tablica X　最初のポーランド国王

（趣旨文）

グニェズノ会談の展開とそこでなされた決定に関する第二の重要な史料は『匿名のガル年代記』に含まれる記述です。グニェズノにおけるオットー3世の訪問の教会的側面に集中しているテトマイエルとは対照的に、匿名のガル年代記はむしろ1000年の出来事の世俗的側面に集中しています。

Tablica XI キリスト教受容がもたらしたもの

（趣旨文）

ミェシュコ一世の受洗は、ポーランドの門戸開放を意味しました――豊饒な精神物質文化、発達した社会組織など、地中海世界が達成した文明に対してです。
こうした文明をポーランドに受け容れるに際してとても重要な役割を果たしたのは、教会です。教会の構造を作り上げるうえで、国外から聖職者たちだけでなく、石造の建物を建てる技能を有する職人たちを呼び寄せる必要がありました。聖書、祭服、典礼用品、聖遺物など、教会に不可欠な備品も手に入れる必要があったのです。

（右上）教会建築におけるティンパヌムとは、聖堂への装飾的な入口の上部にある半円形の部分の名称です。多くの場合、統治者、またはキリストに象徴として捧げられる礼拝堂の建設費用を寄進した豪族などの肖像の浮彫によって飾られました。この写真は、ストゥシェルノの聖プロコプ円形教会のティンパヌムです。12から13世紀にかけて、砂岩で作られました。

（左上）ミェシュコ一世王の統治地域がキリスト教を受け容れるとともに、石造建築が建てられ始めました。石からによる建造物です――当初は岩片や平らな岩盤が素材でした。やがて、ブロック石（精密に加工された六面体の岩塊）も使われはじめました。石の素材は、石灰モルタルでつなぎ合わされました。石造の建物を築くには、「移動職人集団」と呼ばれる専門職人集団（煉瓦積み工、石工、大工など）を雇う必要がありました。

（右2）中世初期において、日録は表面に蝋を塗った木版に記されていました。書くのに使われた道具は、尖筆（スタイラス）と呼ばれる鉄の棒でした。文字は鋭い先端で書き、もう一方の先で（この絵の尖筆の場合は、掌の形になっています）文字を消すことができました。絵は、ギェチで発見された11世紀後半の尖筆です。

（左2）考古学者の研究のおかげで、私たちは、中世初期におけるグニェズノ大聖堂の姿を思い描くことができるようになりました。12世紀にできた壮麗な教会の内部は、石製の模様で飾られ、それが弧状の円天井、円柱、正門（ポータル）を一面に覆っていました。窓には多彩色のステンドグラスがはめられました。大聖堂の壁には色鮮やかな壁画が描かれ、簡素なブロック石を隠していました。

（左下）ロマネスク様式のグニェズノ大聖堂の床は、モザイク模様の床張りに飾られてい

ました。材料は、琺瑯を塗られた陶磁器板です。

（右下）キリスト教聖職者たちの到来とともに、識字能力もポーランドにしっかりと根を下ろしました。当初、物を書く能力が不可欠とされたのは、キリスト教の祭儀を執り行う目的からでしたが、やがて、国家統治にも役立つことがわかりました。とはいえ、中世初期において読み書きができたのは、わずかな例外を除くと、専ら聖職者でした。

久山宏一訳（Tablica　V, VIII, IX, XIの全文）
白木太一訳（Tablica　II~IV, VI, VII,Xの趣旨文のみ）

国歌と賛歌でたどるポーランド史
Historia Polski i pieśni hymniczne

梶さやか（岩手大学人文社会科学部准教授）



１．はじめに

本稿では、キリスト教とも関わりの深いhymn（賛歌、頌歌）を通じて、ポーランドの折々の歴史をたどってみたい。ここでは、紙幅の都合上、中世キリスト教の聖歌「神の母」*Bogurodzica*、近代に生まれた愛国歌・民族歌の「在イタリア・ポーランド軍団の歌」*Pieśń Legionów polskich we Włoszech*（現国歌「ドンブロフスキのマズレク（マズルカ）」*Mazurek Dąbrowskiego*）と「神よ、そなたはポーランドを」*Boże, coś Polskę*という、ポーランドの代表的な賛歌3点を中心に取り上げる。なおポーランド語のhymnはそれが称える対象によって聖歌・賛美歌、王室歌、民族歌、国歌などと訳し分けることとする。また、ここで取り上げる主な賛歌の歌詞は末尾に訳を載せているので適宜参照されたい。

２．近世までのポーランドにおける賛歌――「神の母」を中心に――

（１）中世

4世紀に東方キリスト教世界において誕生した神を称える聖歌は、同世紀のうちに西方にも伝わり、西方キリスト教世界にはラテン語の聖歌が広まった。966年に君主ミェシュコの洗礼によって西方キリスト教を受け入れたとされるポーランドにも初めラテン語の聖歌が伝えられ、そして数世紀のちにポーランド語の聖歌が現れた。

現存最古のポーランド語の賛歌――かつ現存最古のポーランド語の詩――として知られる「神の母」は13-14世紀に誕生したと考えられている。これは中世ポーランドでのマリア信仰を示すものであり、この頃までにキリスト教化したポーランドがカトリックのラテン語文化圏の中である程度の文化的な独自性を持ち始めた証とも捉えられている。現代に伝わる最古の手稿は1407年に楽譜とともに記されたもので、クラクフで発見された。第1・2連は現存する手稿のあいだで概ね一致するものの、3連以降の歌詞は手稿によって異なることから、それらはのちの時代に付け加えられたものと考えられている。付加された歌詞には主の復活・受難や、君主のための祈りが含まれている。

現在まで「神の母」の作者は不明だが、プロイセンへの布教の際に殉教し、ポーランドの守護聖人の一人となった、10世紀の聖ヴォイチェフだと長らく考えられていた。ヤン・ワスキは自身が編纂した『ワスキ法典』（1506年）にこの歌詞とともにその旨を記載した。後述のように近世に入るとこの聖歌は一般にあまり歌われなくなるが、18世紀以降第二次世界大戦前まで、グニェズノにある聖ヴォイチェフの墓所の前でこの歌が歌われるという伝統があった。

この歌はカトリックの聖歌として歌われただけではなかった。ヤギェウォ朝下のポーランドにおいて様々な戦場で歌われたのである。15世紀の年代記作家ヤン・ドゥウゴシュによれば、1410年、ポーランド＝リトアニア連合軍の騎士たちはグルンヴァルトでのドイツ

騎士団との戦いを前にミサを挙げ、同歌を歌ったとされる。ドゥウゴシュはこの歌を「祖国の歌carmen patrium」と記した。ほかにも晩年のヤギェウォが騎士団・シフィドリギェウォの連合と戦った1431年のナクウォの戦いや、リトアニア大公位をめぐって争われた1435年のヴィウコミェシュの戦い（ジグムント・キェイストゥトヴィチ対シフィドリギェウォ）、オスマン帝国との1444年のヴァルナの戦いでも歌われた。また、ヤギェウォ朝初期の君主の即位式でも用いられた。ポーランド王国のワスキ法典のほかにも、正教徒の多いリトアニア大公国のリトアニア法典にもこの歌は記された。

こうした事例から「神の母」が君主・王家や国家、特権身分（騎士・貴族）と関わりの深い歌だったことが分かる。「神の母」はキリスト教会の聖歌であるだけでなく、当時のポーランド国家の歌であり、ヤギェウォ朝の王朝的な賛歌でもあり、騎士の歌（軍歌）でもあった。また、中世後期の段階でポーランド語による聖歌が誕生したことは、ポーランドのキリスト教ヨーロッパへの帰属とその中での独自性の双方を示しており、この時点でポーランドにおけるキリスト教信仰と愛国心が結びついていたといえるが、この関係はその後も変わらず続くものではなかった。

（２）近世

「神の母」は16世紀後半以降戦場で斉唱されることは少なくなり、「喜べ、母なるポーランドよ」*Gaude, Mater Polonia*や「我ら汝、神を称えん」*Te Deum laudamus*などの他の宗教的な賛歌が取って代わる。その理由として、「神の母」のゆったりとしたテンポが機動性を重視する新しい戦法に合わなかったからだともいわれる。17世紀以降は君主への神の加護や愛国的な内容を歌う賛歌、また軍事的な内容の賛歌が増加する。これは他のヨーロッパ諸国でも見られる傾向だった。

17世紀のフランスでは国王ルイ14世に奉げられた「偉大なる神よ、王を守りたまえ」が作られ、有名となった。18世紀のイングランドでは王への賛歌「神よ、王を守りたまえ」（現英国国歌「神よ、女王を守りたまえ」）が誕生し、同じ曲で歌詞を変えてヨーロッパ中に広まった。この歌はまたハイドン作曲の「神よ、皇帝フランツを守りたまえ」（「皇帝讃歌」、1797年初演）にも影響を与えている。ポーランドでは君主を称える特定の曲が定着することはなかったが、新しい流れの中で「神の母」は一般には忘れられていった。

18世紀半ば、ポーランド＝リトアニア「共和国」で啓蒙思想が大きな影響を持つようになると、従来の宗教的な賛歌に変わって世俗的な愛国歌が登場した。その背景には、これまでの貴族共和政が制度的な行き詰まりを見せ、ロシアなどの隣国からたびたび政治干渉を受けて国家存亡の危機を迎える中で、君主スタニスワフ＝アウグストと改革派貴族らが国制改革を行うという未曽有の状況があった。国制改革の際に大きな関心を払われたのが、国王自由選挙や議会制度の変革――これは五月三日憲法に結晶する――、軍の再編・近代化、そして有能で愛国的な意識を持った人材を育てるための教育改革であった。このうち最も成功したと言われる教育についていえば、1765年には「共和国」の未来を担う若い世代の軍人養成を目的に「国王陛下と共和国による貴族の軍事アカデミー」（幼年学校）が設立され、タデウシュ・コシチューシコら、その後の独立運動で活躍する錚々たるメンバーを輩出した。1773年にはヨーロッパで初の教育省となる国民教育委員会が設立された。

これらの国制改革の詳細は他書に譲ることとして、当時の諸改革を身分制度の点から見れば、従来の身分制原理に基づく貴族共和政的な「国民」（ネイション、ポーランド語ではnaród）概念が崩れ始め、貴族が占有してきた政治的権利を財産原理の導入によって都市民にも一部開放し、軍や教育において都市民だけでなく農民をも「国民」の範疇に入れようとした、すなわちネイションが下方拡大し始めたといえる。また国家存亡の危機のなかで近代的な国家・国民の主権概念も確立し始めていた。これらの点は、独立した国家とそれを構成する主権を持つ国民、すなわち近代ナショナリズムの出現というヨーロッパ的な現象の一角をなしていよう。また、まさにこの時期にポーランド＝リトアニア「共和国」が分割されたことこそが、分割後も国家再興運動が根強く続いた背景でもあった。

こうした政治的・社会的な変化は賛歌の面でも大きな変化をもたらした。1774年、啓蒙

期を代表する作家・詩人で、ヴァルミア司教のイグナツィ・クラシツキが、1772年の第1次分割の衝撃を受けて「祖国愛の賛歌」という詩を発表した。この詩は苦難を耐え犠牲をいとわない姿勢と祖国愛とを結び付けていた。その後この詩は『幼年学校の生徒の倫理的カテキズム』に加えられ、生徒の倫理的な模範となり、「幼年学校の歌」となった。ただしこの詩に曲がつくのはワルシャワ公国時代（1807年初演）のことで、公国消滅後は禁じられてしまう。ほかにも五月三日憲法を称える歌が登場したほか、後述する1794年のコシチューシコ蜂起の際にも「ラ・マルセイエーズ」等、同時進行していたフランス革命の革命歌の影響も受けながら多数の愛国的な軍歌が誕生した。このように18世紀半ば以降、ポーランド＝リトアニア「共和国」の政治状況やフランス革命の影響を受けて世俗的・共和的な愛国歌・軍歌が登場した。のちにポーランド国歌となる「ドンブロフスキのマズレク」もこうした流れを汲む「ポーランド軍団の歌」として誕生した。

3章に移る前に「神の母」のその後の運命について付言しておこう。分割後の19世紀初頭、ユリアン・U・ニェムツェヴィチが『歴史的歌謡』（1816年）を著し、愛国的な意識と歴史への関心を大いに掻き立てた。そのなかで「神の母」が取り上げられたことで、この聖歌は忘却の中から復活した。その後も愛国的・歴史主義的・ロマン主義的な流れの中で文学作品に取り上げられた。ユリウシュ・スウォヴァツキはその詩「賛歌」の中で「神の母」の歌詞をアレンジして1830年の十一月蜂起勃発を歓迎し、聖母マリアに蜂起の勝利を祈った。ヘンリク・シェンキェヴィチは歴史小説『ドイツ騎士団』（1900年）の中でグルンヴァルトの戦いをこの歌とともに描いた。また、第一次・第二次世界大戦の際にも同歌の愛国的・軍事的な性格からその替え歌が登場したという。

３．近代ポーランドの民族的歌謡――「在イタリア・ポーランド軍団の歌」――

（1）ポーランド＝リトアニア「共和国」の滅亡と「ポーランド軍団」

五月三日憲法に反対する保守派が起こしたタルゴヴィツァ連盟と憲法擁護派のあいだで起こった内戦の結果第二次分割がなされると、1794年にそれに反対したコシチューシコらが蜂起を起こした。この蜂起には、コシチューシコのほか、ヤクプ・ヤシンスキ、ニェムツェヴィチ、カロル・クニャジェヴィチら幼年学校卒業生を中心に、新しい世代の愛国者や軍人が参加した。コシチューシコはシュラフタに対する総動員だけでなく、農民を動員する必要性も感じ、ポワニェツ宣言などで隷属の廃止や賦役の軽減、蜂起参加者の賦役義務の停止などと引き換えに農民に蜂起への参加を呼び掛けた。これは、農民の大鎌部隊が活躍したラツワヴィツェの戦いなどで一定の成果を挙げたと言われている。結局蜂起軍はロシア、プロイセン、オーストリアの軍に敗北を喫し、1795年の第三次分割によってポーランド＝リトアニア「共和国」は消滅するのだが、コシチューシコ蜂起の参加者の中にはその後もフランス等の亡命先で独立運動・地下活動を継続する者が現れた。

この活動から誕生したのがポーランド軍団である。軍団創設メンバーであるユゼフ・ヴィビツキ（1747-1822年）は法曹家、文筆家、政治家としての経歴を持ち、1794年の蜂起の際にコシチューシコの副官となった人物である。同じく軍団創設メンバーで軍団司令官のヤン・ヘンリク・ドンブロフスキ（1755-1818年）は初めザクセン軍に仕え、その後1792年7月に帰国してポーランド軍に仕官し、コシチューシコ蜂起の際にワルシャワ防衛やヴェルコポルスカ戦線等で活躍して将軍となった経歴を持つ。このヴィビツキやドンブロフスキらが、分割国と対立していたフランスの傘下で将来のポーランド解放に向けて戦う軍団の創設を計画した。そして、当時イタリアの軍事的支配を固めてフランスで政権を握りつつあったナポレオンとの交渉を経て、1797年1月にイタリアのロンバルディア（トランスパダーナ）共和国（フランスの従属国）の付属軍としてポーランド軍団が創設された。

ナポレオンにとってポーランド軍団はイタリア支配の際の補助兵力としての意味があり、イタリアでの対オーストリア戦に度々動員された。その後も軍団はナポレオンの下で様々な戦闘に参加することとなり、1802-03年にはフランス領植民地のサン＝ドマング（ハイチ）

の黒人による独立運動の鎮圧に派遣されて、軍団自体も壊滅的な被害を受けたほか、1808年にはスペイン独立戦争の鎮圧にも派遣されるなど、ポーランド解放とは無縁の戦役にもたびたび利用された。だが、1806-07年のフランスによる対プロイセン戦役において再結成されたポーランド軍団はプロイセンが支配していた旧ポーランド領の解放やその地でのワルシャワ公国の創設に貢献した。公国は1809年にオーストリアとの戦争で領土を拡大し、1812年にはナポレオンによるロシア遠征にフランスの従属国中最多の兵士を派遣して、旧ポーランド＝リトアニア領全体の解放をナポレオンに託した。ワルシャワ公国軍に統合された者も、沿ヴィスワ軍団としてフランスの補助部隊の一員のままであった者も、1813年のライプツィヒの戦い（諸国民の戦い）までナポレオン・フランスの側に立って戦った。

こうした経緯から、ポーランド軍団はナポレオンによるヨーロッパ支配の片棒を担いだ傭兵組織であり、ポーランド解放とは無縁の戦いで多くの犠牲を出し、ナポレオンによる搾取の対象となったともいえる一方で、分割後の国家がない時代に初めて国際的に承認されたポーランドの組織・軍隊であり、一時的とはいえワルシャワ公国の独立を導いたとも見なされる。独立を目指して戦う軍団の姿勢はポーランドの愛国心の涵養や民族意識の永続化に貢献したとも考えられてきた。「在イタリア・ポーランド軍団の歌」が後にポーランド国歌「ドンブロフスキのマズレク」となったこともこうした見方を象徴していよう。

(2)「在イタリア・ポーランド軍団の歌」の誕生

ポーランド軍団が創設されて間もない1797年7月7日、軍団の駐屯地であった北イタリアのレッジョ・デル・エミリアに軍団の広報を担うヴィビツキがフランスからやってきた。分割後初めて目にするポーランド軍の姿にヴィビツキは大変感動して一夜で「在イタリア・ポーランド軍団の歌」を作詞し、司令官ドンブロフスキに捧げたという。同月21日までの軍団の同市駐屯中に作詞・初演されたと考えられているが、詳細な作詩の日時は不明である。また、作曲者についてもながらくミハウ・K・オギンスキではないかなどの議論があったが、現在では作曲者は不明、既存のマズレクを利用したという説が有力である。「ポーランド軍団の歌」は出身身分・地域の異なる軍団員の統合や対外的な宣伝のために、軍楽隊や兵士によって演奏・合唱された。

一政治集団による軍歌として誕生した「在イタリア・ポーランド軍団の歌」は、コシチューシコ蜂起の際の農民による大鎌部隊への言及など、全身分を包含するような歌詞であり、神の加護を祈る文言があるものの概ね世俗的・共和的な性格を有する点で分割前の愛国歌の流れを継承している。ヨーロッパ全体で考えても、19世紀の近代ナショナリズムの進展とともに、従来の君主を称える王室的な賛歌に代えて国家あるいはネイション（国民・民族）を称える国歌が定められるようになり、独自の国家を持たない民族にもそのシンボルとしての民族歌が必要とされるようになる。「ドンブロフスキのマズレク」は、ヨーロッパ諸国の現行国歌の中で君主を称える類の賛歌を除くと、フランス革命期の愛国的な軍歌として誕生し、第三共和政期にフランス国歌に制定された「ラ・マルセイエーズ」と並んで古い時期に誕生した歌である。

この歌の歌詞のなかで分割時代のポーランドにおいて最も重要な意味を持ったのは、冒頭の一節「ポーランド未だ死なず」であろう。従来は国家の政治的権利を共有する集団としてネイションが捉えられており、その考えによれば国家が滅亡すればネイションも最期を迎えるはずであった。ネイションは国家と切り離されて考えられてはいなかったのである。このことは第三次分割後のポーランド社会における、ポーランドは消滅した、今後はポーランド人ではなくロシア人（あるいはプロイセン人、オーストリア人）となる、いずれポーランドは文化的な遺産のみになるなどの悲観的論調に反映されている。これに対してヴィビツキは、アイデンティティに自覚的な人間集団こそがネイションの基盤であるとして、「ポーランド未だ死なず」と歌詞冒頭で宣言した。もちろんこれは国際社会へ向けたポーランドやポーランド軍団の存在証明や活動正当化のアピールであり、武装独立運動への動員のための軍歌でもあったが、ポーランドが存続していると宣言した点で当時としては異色であった。同時にこの歌の「ポーランド」は2年前に消滅したポーランド＝リトアニ

ア「共和国」を意味し、ポーランド語を話すカトリックの住民が多数を占めるエスニックな意味でのポーランドではないことにも注意が必要である。誕生後まもなく「ドンブロフスキのマズレク」あるいは「ポーランド未だ滅びず」*Jeszcze Polska nie zginęła*（ほどなく冒頭を含む歌詞の一部が変化した）とも呼ばれるようになるこの歌は、近代ポーランドのナショナリズムのなかで主要な愛国歌の一つとなっていく。それだけではない。長い分割時代のなかで「ポーランド未だ滅びず」の一節は希望のよりどころとして愛国的・民族的スローガンとなって随所に引用された。また独立のために武器を取れというメッセージによってネイションの構成員が追う義務を明示し続けた。

イタリアで誕生したのち、オーストリア領ポーランドを経てワルシャワを含むプロイセン領ポーランドへ伝わったこの歌は、当初女性も含めたサロンでの流行歌となったようだ。1806年にプロイセンとフランスが一戦を交える際にヴィビツキやドンブロフスキがプロイセン領のポーランド人を動員しようとした頃には、既にプロイセン領ポーランドにこの歌が広まっていた。翌年にかけてドンブロフスキやヴィビツキ、のちにワルシャワ公となるザクセン王を迎える際に各都市でこの歌が歌われたのである。1806年からフランスによってワルシャワ公国が創設される翌年7月の頃にかけて、フランスの宣伝工作の一環として「ドンブロフスキのマズレク」が――確認されている限りでは――初めて印刷されたと考えられている。その際には、おそらくフランスの介入によって歌詞の一部が変更されたり、順序が入れ替えられたりした。既にナポレオンとの協力を拒否していたコシチューシコやラツワヴィツェの大鎌の一節を含む第6連も――したがって神の助力を信じる一節も――このとき削除され、現在の国歌に近い形のヴァリエーションが登場した。

（3）ポーランドの民族歌への変容

以下しばらくのあいだこの歌を軸にポーランドの近代史をひも解いてみよう。

ワルシャワ公国の成立以降、公国において「ドンブロフスキのマズレク」はあまり公的に用いられず、用いられたとしても歌唱を伴わない演奏のみであった。軍事大臣ユゼフ・ポニャトフスキへの配慮から、ドンブロフスキを称えるマズレクが公（おおやけ）に歌われなかったと考えられる。だが、対オーストリア戦役が始まった1809年には戦場でも歌われたほか、ポニャトフスキ自身もこの歌をクラクフ入市の行軍の際に奏でさせた。以後は愛国的儀式などで頻繁に演奏されるようになった。他方で、公国の公式行事やそれに伴うミサでは「我ら汝、神を称えん」が歌われるのが通例であった。「ドンブロフスキのマズレク」は現在考えるような意味での国歌ではなく、主要な愛国的軍歌の一つだったと捉えるべきであろう。この歌がポーランドの民族歌hymn narodowyになるには十一月蜂起を待たねばならなかった。

ナポレオン没落後の国際秩序を定めたウィーン会議によって1815年にワルシャワ公国から創設されたポーランド王国（分割前のポーランド王国と区別して「ポーランド会議王国」と通称される）は、ロシアの皇帝が君主を兼ねるものの、独自の憲法と議会を持つ立憲国家だった。しかしほどなくして議会が開催されなくなる、ロシア直轄地と同じ法が適用されようとするなど、立憲政の形骸化が進んだ。またポーランド王国軍の一部には最高司令官だったロシア大公コンスタンチンへの不満がたまっていた。直接的には1830年11月29日に一部の青年将校や士官学校生がコンスタンチンを暗殺しようとしたことで十一月蜂起が勃発した。当初は軍隊の一部の反乱に過ぎず、政府はそれを収拾しようとしたが、蜂起はポーランド王国の社会に広がった。開催された議会もこれを国民的な蜂起と宣言し、蜂起政府が形成され、1825年に即位していた皇帝ニコライ1世のポーランド王としての廃位が決議された。

蜂起政府によって検閲が廃止されたことから、蜂起のあいだ、ポーランドの愛国的な書物が多数出版され、愛国的な歌謡も流行した。ポーランド王国期に「ドンブロフスキのマズレク」が禁止されていたわけではないが、蜂起中、愛国的な歌謡のなかでこの歌が最も流行し、その替え歌も最も多く作り出された。1830年末から31年にかけて刊行された歌集

『解放されたポーランドの詩人（バード）』には、「ドンブロフスキのマズレク」の替え歌が多数採録されている。1818年に没したドンブロフスキの名前に代えてユゼフ・フウォピツキ、ヤン・Z・スクシネツキ、ユゼフ・ドヴェルニツキら当時のポーランド王国軍の将軍たちの名前を入れた替え歌も登場した。

1831年2月にロシア軍とポーランド王国軍との戦闘が始まると、「ドンブロフスキのマズレク」は戦場で兵士によっても歌われた。特に有名なのが1831年2月25日のワルシャワ郊外（当時。現市内）オルシンカ・グロホフスカ（グロフフ）での戦いである。これはロシア軍のワルシャワ進軍を一時的にせよ阻止した激戦であった。事実上の司令官であったフウォピツキは重傷を負いながらも攻撃方向を示して第四歩兵連隊の兵士に攻撃を命じ、兵士は激しい砲撃のなか「ポーランド未だ滅びず」と叫びながら銃剣で突撃したという。これ以前からも同歌は戦場で歌われていたが、グロフフの戦いを経た3月以降、すべての式典で「ドンブロフスキのマズレク」が演奏されることになった。

十一月蜂起はロシア帝国西部諸県となっていた旧ポーランド＝リトアニア地域にも広まり、主として貴族層が蜂起に参加し、「ドンブロフスキのマズレク／ポーランド未だ滅びず」も歌われた。そのなかで、元来自由農が多かったジェマイティヤ（ジュムチ）地方（現リトアニア西部）では農民も蜂起部隊に参加し、ヴィルノ県テルシェ郡では民衆の言語であるリトアニア語（ジェマイティヤ語）による「ポーランド未だ滅びず」が歌われた。このことは、ジェマイティヤ地方では農民のあいだにも分割前のポーランド＝リトアニアという意味でのポーランドの独立運動への支持があったことを示していよう。

以上のように十一月蜂起によって「ドンブロフスキのマズレク／ポーランド未だ滅びず」はポーランドの民族歌になった。ただしここでのポーランドのネイションはエスニックな意味ではなく、分割前のポーランド＝リトアニア国家のネイションを指す。同歌が普及する一方で、作詞者に言及されることは少なくなり、ヴィビツキは忘却されていった。また、十一月蜂起を鎮圧したロシアはポーランド王国や西部諸県への支配を強め、「ドンブロフスキのマズレク」も含めてポーランドの愛国的な文学や歌は禁止されることとなった。

（4）ポーランドの大亡命と「ポーランド未だ滅びず」の国際的広がり

十一月蜂起敗北後、蜂起参加者たちはロシア君主に屈することを潔しとせず、独立運動の継続を目指して、ドイツ諸国を経由して西欧、特に七月王政下のフランスへ亡命した。ポーランド史ではこれを「大亡命」と呼ぶ。その際、ポーランドの亡命者たちは各地で歓待を受け、その過程でドイツや西欧の国民主義者・自由主義者にポーランドの民族的な愛国歌が広まった。蜂起を報道するフランスやベルギーの新聞が既に「ドンブロフスキのマズレク／ポーランド未だ滅びず」に言及していたが、大亡命によってこの歌がポーランドの独立運動の枠を越えて国際的な左派の連帯のシンボルとなった。

国外に亡命したポーランド人のあいだでも「ポーランド未だ滅びず」はしばしば演奏された。その冒頭のフレーズ「ポーランド未だ滅びず」も十一月蜂起の記念式典等でたびたび言及された。またアダム・ミツキェヴィチによる叙事詩『パン・タデウシュ』（パリ、1834年）でも「ドンブロフスキのマズレク」は一つの大きなモチーフとなった。詩の序盤では、主人公が「ドンブロフスキのマズレク」を聞こうと仕掛け時計のひもを引く。詩の終盤では、1812年に旧ポーランド＝リトアニア領全体の解放を夢見てナポレオンとともにロシアに入ったポーランドの将兵と、それを迎えたリトアニアの貴族が、ユダヤ人ヤンキェルの奏でるツィンバーウィを伴奏に18世紀後半の愛国歌、とりわけ「ポーランド未だ滅びず」を歌うシーンが登場する。十一月蜂起敗北後、この歌はポーランド内外での愛国心の継承に貢献し、祖国に戻る見込みのなかった亡命者に希望を与える一句となった。

一方で「ポーランド未だ滅びず」はポーランドを超えて広がり、他のネイションの独立運動にも影響を与えた。いくつかの事例を取り上げてみたい。まず、最もよく知られた事例は、スロヴァキアのプロテスタント聖職者サムエル・トマーシク（1813-87年）による1834年のチェコ語やスロヴァキア語への翻案である。トマーシクはチェコやスロヴァキアにおいて民族の固有の言語が廃れつつある状況を嘆いていたおりに、「ポーランド未だ滅びず」

に着想を得て翻案を発表した。「おい、スロヴァキア人よ、未だ我らの／スロヴァキアの言葉は生きている」と始まるトマーシクの詩は1838年に出版され、「ポーランド未だ滅びず」とほぼ同じメロディーで歌われた。1848年革命でドイツ統一運動が盛り上がる折にフランクフルトで開催されたドイツ国民議会に対抗して、プラハで全スラヴ人会議が開催されると、この歌は「スロヴァキア」を「スラヴ」に変えるという微修正を経て「全スラヴ人の賛歌」に定められた。

この「全スラヴ人賛歌」は1848年革命の後もスラヴ人のあいだで広く歌われ、汎スラヴ主義やスラヴの諸民族のナショナリズムと深く結びついた。20世紀には、第二次世界大戦開戦直前にドイツの保護のもと独立したスロヴァキア共和国において国歌として扱われ、またメロディーやテンポを少し変更して戦後のユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の、そして連邦崩壊後のセルビアとモンテネグロによる新ユーゴ（ユーゴスラヴィア連邦）の国歌に制定された。その際、元来旧ポーランド＝リトアニア共和国の独立運動の歌としてエスニックな要素とは関係の薄かった「ポーランド未だ滅びず」が、言語というエスニックな基準によるナショナリズムを象徴する歌詞に転用された点は興味深い。

さらにこの歌の歌詞、特に「ポーランド未だ滅びず」という冒頭部分は「長い19世紀」のナショナリズムにおいて国家を持たない民族に共通して受け入れられるモチーフであったため、ほかにもクロアチア（1835年）、上（かみ）ソルブ（1840年）、セルビア（1843年）、ウクライナ（1862年）の言語で、各民族名を入れた「未だ滅びず」やそれに類似した表現で始まる賛歌が作られた。「ポーランド未だ滅びず」はヨーロッパ東部の諸民族の民族歌・国歌のモチーフに大きな影響を与えたのである。

この歌はまたプロイセン領のポーランド以外のスラヴ系の諸民族が住む地域にも広まった。19世紀のプロイセンにはソルブ人地域とは別に、ポーランド国家の支配・統治を――多くは相対的に短い期間――受けた歴史があるものの、歴史的な経緯や宗教や言語などのエスニックな背景がポーランド中央部とは異なるスラヴ人居住地があった。バルト海沿岸のポモジェ、カシューブ、マズーリ、ヴァルミアの各地域と、内陸のシロンスクである。これらの地域も、プロイセンやのちのドイツ帝国による学校教育や土地所有に関するいわゆるゲルマン化の対象になったが、これらの地域はポズナン（ポーゼン）等の旧来からのポーランド地域と同一視できるものではなく、むしろドイツとポーランドのあいだで揺れ動く境界地域であった。これらの地域では「ポーランド未だ滅びず」と同じメロディーに乗せて各地の地域言語による翻訳・翻案やパロディーが作られた。また19世紀後半に本格化する「ゲルマン化」への対抗ならびにそれに抗するポーランド・ナショナリズムの浸透のなかでも「ポーランド未だ滅びず」は広がっていった。その際、スラヴ系住民のポーランド化と各地の地域主義による自立的な歌の流用のはざまで、「ポーランド未だ滅びず」の地域言語への翻案や地域的なヴァリエーションが数多く登場した。なかでも19世紀後半にカシューブ語の使用を掲げて運動した文筆家のヒエロニム・デルドフスキ（1852-1902年）は、「ポーランド未だ滅びず」の影響を受けて、のちに「カシューブの賛歌（マーチ）」と呼ばれるようになるカシューブ語の詩を著した。

最後に「ポーランド未だ滅びず」が持ち得た動員力とそれがもたらした「悲劇」について言及して3章を終えたい。ロシア領に続いてプロイセン領でも1850年以降ポーランドの愛国的な内容の出版物が禁止され、この歌を含む愛国歌の演奏・歌唱も取り締まり対象となった。だが、当時の民族運動のなかで重要な位置を占める合唱サークルではしばしばこの歌が歌われていた。それだけではない。プロイセン政府自体もポーランドの愛国的な歌謡を利用した。ドイツ統一の過程でポーランド系の兵士はプロイセン臣民であればプロイセン軍に、オーストリア臣民であればオーストリア軍に従軍し、亡命ポーランド人の中にはフランス軍に従軍した者もおり、各勢力に分かれて戦うこととなった。そのなかでプロイセン軍は、普墺戦争におけるトラウテナウの戦い（1866年）、普仏戦争におけるヴルトの戦いやグラヴロットの戦い（いずれも1870年）などの激戦において、同軍兵士として戦っていたポーランド兵を鼓舞するために「ポーランド未だ滅びず」など一連のポーランドの愛

国歌を演奏し、それを聞いたポーランド兵が敵陣へ盲目的に突撃したことが知られている。歌が持つポーランド人に対する情緒的な影響力を狡猾に利用したのであった。これらのエピソードはシェンキェヴィチによる小説『勝利者バルテク』(1882年）や、ヴォイチェフ・コッサクによる油彩画「ポーランド未だ滅びず――グラヴロット、1870年」(1909年）の題材となった。

４．もう一つの近代ポーランドの民族的歌謡――「神よ、そなたはポーランドを」――

（１）王室歌から民族的愛国歌へ

3章では「ポーランド未だ滅びず」という世俗的性格の強い愛国歌・民族歌を取り上げたが、近代にも宗教的・カトリック的な色彩の濃い愛国歌・民族歌が登場した。「賛歌――火災の煙とともに」*Chorał: Z dymem pożarów*と「神よ、そなたはポーランドを」である。前者は、オーストリアの官憲とそれに扇動されたポーランドの農民によって1846年のクラクフ蜂起が襲撃されたことに衝撃を受けたコルネル・ウイェイスキが絶望の中で作詞した。後者は1816年に作られた原曲が様々な変化を受けて「ポーランド未だ滅びず」と並ぶポーランドの愛国歌となって今日に至る。4章ではこの「神よ、そなたはポーランドを」とともに、近代ポーランドのもう一つの主要な蜂起である一月蜂起（1863-64年）勃発の過程を取り上げる。

1815年に創設されたポーランド王国の国王に即位したロシア皇帝アレクサンドル1世は王国に独自の憲法と議会を認めた。またナポレオンによるロシア戦役に関わった者に恩赦を与えたため、親ロシア派のアダム・イェジ・チャルトリスキやクサヴェリ・ドゥルツキ＝ルベツキらのポーランド貴族がロシア帝国西部諸県から王国に加わったほかは、ワルシャワ公国時代のエリート層が概ね継続し、ポーランド人中心の国家となった。皇弟コンスタンチン大公が王国軍最高司令官になり、ロシアのセナト評議員ニコライ・N・ノヴォシリツォフが帝国委員として王国の行政評議会に加わったものの、王国創設当初はポーランド国王アレクサンドルに対するポーランド社会の期待と支持は大きかった。

1816年の王国創設一周年の記念にコンスタンチン大公の命によって、詩人で劇作家のアロイジ・フェリンスキ（1771-1820年）作詞、第四歩兵連隊少尉のヤン・カシェフスキ作曲で、「ポーランド軍最高司令官の命で歌唱に付される、ポーランド王国創設一周年記念賛歌」が誕生した。イングランドの「神よ、王を守りたまえ」の影響を受けて作られたポーランド王国国王アレクサンドル1世に捧げるこの歌は、ポーランド王国で公式の王室歌として扱われた。1818年には「国王の繁栄を願う国民の歌　神よ、そなたはポーランドを」と改名され、一部文言が変更されたうえで、編曲された。

この公式の歌とは別に、誰の手によるものかは明らかでないが、フェリンスキによる歌詞のうち第3、4連を削除し、代わりにアントニ・ゴレツキによる愛国的な「自由を守る神への賛歌」*Hymn do Boga o zachowanie wolności*（1817年、1819年カロル・クルピンスキ作曲）の歌詞と融合させ、繰返し部分の「主よ、我らの国王を守りたまえ」を「主よ、我らの祖国を我らに返したまえ」あるいは「主よ、我らの祖国を守りたまえ」、「主よ、祖国と自由を祝福したまえ」などに変えた歌が1820年代に出来上がる。その背景には、ポーランド王国の立憲政が徐々に形骸化し、ロシアの君主への不満や反感が募ったことが指摘されている。1820年代後半にメロディーも変化し、カトリックの聖歌である「乙女マリアよ、健やかなれ」*Bądź pozdrowiona Panno Maryjo*の曲に乗せて歌われるようになった。このメロディーがさらに変化し、のちに「神よ、そなたはポーランドを」と呼ばれる歌ができあがる。つまり、元来「神よ、そなたはポーランドを」はキリスト教的・君主政的な賛歌として誕生したが、のちにポーランドの愛国的な賛歌として反ロシア的性格を帯び始めたのである。一方でフェリンスキの歌詞による原曲はその後もポーランド「会議」王国の公的な歌とし

て歌われた。

(2) 一月蜂起と「神よ、そなたはポーランドを」

「神よ、そなたはポーランドを」が民族的愛国歌として大きく広まるきっかけとなったのは一月蜂起につながった1860 - 62年の示威行動においてである。

クリミア戦争敗北後のロシア帝国では敗因を自国の後進性に見出した新帝アレクサンドル2世（位1855-81年）による一連の改革、いわゆる「大改革」が行われていた。検閲の緩和によってロシア帝国では知識人による言論活動や革命的・民主的地下活動も活発となった。またポーランド王国の自治の部分的復活や、西部諸県も含めた地域でのロシア語教育からの方向転換など、ロシアによる対ポーランド政策の譲歩もあって、旧ポーランド＝リトアニア領では愛国的気運が高まり、ポーランド王国の更なる自治拡大、ひいては独立を求める声が登場する。

愛国的示威行動の波はワルシャワから始まった。それは比較的自由な活動が許された宗教・信仰の領域で行われた。最初の重要な示威行動として挙げられるのが、十一月蜂起で戦死したソヴィンスキ将軍夫人カタジナ・ソヴィンスカの葬儀であった。夫人はその愛国的活動や慈善活動で知られ、1860年6月に行われたその葬儀の際の集会は大規模な愛国的示威行動の場となった。ついでワルシャワ、レシノのカルメル会教会で十一月蜂起勃発30周年記念行事が行われ、この時に一旦は忘れられていたフェリンスキの歌が先述のように愛国的な装いの「神よ、そなたはポーランドを」として、「ポーランド未だ滅びず」とともに歌われた。繰り返し部分は「主よ、自由な祖国を我らに返したまえ」あるいは「主よ、祖国と自由を我らに返したまえ」と歌われたと伝えられる。このときメロディーも他のよく知られた聖歌である「誠心なる聖母よ」*Serdeczna Matko*のものに再度変わった。こうしてほぼ現在知られている形となった「神よ、そなたはポーランドを」（ただし当時は「祈り」「民族的賛歌」「祖国への歌」など様々に呼ばれた）は宗教的・愛国的な賛歌として、主にミサや葬儀などの愛国的示威行動でこののち盛んに歌われるようになった。歌詞の変種も増えたほか、連も増やされ、10連以上ある長い歌詞も登場した。以前同様繰り返し部分が「主よ、我らの祖国を我らに返したまえ」と歌われたこともあった。繰り返し部分の歌詞はその後も時代状況に合わせてしばしば変更されている。

1861年2月に十一月蜂起のオルシンカ・グロホフスカの戦い30周年記念行事がユダヤ教徒やプロテスタントの市民も参加してワルシャワで行われた。2日後の27日の示威行動で軍と警察がその鎮圧に初めて火器を使用し、集まった群衆のうち5人が亡くなった。5人の葬儀のほかに彼らを悼むミサが相次いで行われた。最大規模の示威行動が同年4月8日に国王代官の居城となっていたワルシャワの王宮前広場で開催された。広場を埋め尽くした群衆の意気を高揚させたのは、おりしもそこを通った郵便配達人のトランペットが奏でた「ポーランド未だ滅びず」だという。解散の号令を無視した群衆に軍は一斉に発砲し、約100人（あるいはそれ以上）が亡くなったといわれる悲劇が起きた。

4月の愛国的示威行動の犠牲者を悼むミサはポーランド王国の各地に広まった。愛国的運動の理解者であり、同年10月に亡くなったワルシャワ大司教アントニ・フィヤウコフスキの葬儀の際のデモをきっかけに当局によってポーランド王国に戒厳令が敷かれたが、11月のコシチューシコの命日に合わせた追悼記念のミサなど、宗教的な領域で愛国的示威行動は継続され、それすらも軍隊を動員して取り締まる当局とのあいだでさらに軋轢が深まった。「祖国の繁栄のためのミサ」と題されたミサが何百回も開催され、なかには職業・社会層を越えて、さらにはカトリックという宗旨の枠を超えて人々が集ったミサもあった。女性たちは喪服や黒の装飾品を身につけ、抗議の意を表した。こうしたミサや示威行動で「神よ、そなたはポーランドを」がしばしば歌われた。

ロシア帝国の直轄地となっていた西部諸県でも学生や知識人などを中心にポーランド王国領とほぼ同時進行で1860年後半から愛国的・革命的な動きが徐々に組織された。1861年2月と4月のワルシャワでの愛国的示威行動の犠牲者を悼むミサも開かれた。西部諸県での示威行動の中には、中世のクレヴォ合同（協定）やホロドウォ合同などのポーランドとリト

アニアの合同の歴史を記念することで、象徴的にポーランド王国と西部諸県との合同を要求する集会に発展したものもあった。

西部諸県での愛国的示威行動の本格的幕開けは1861年5月8日（ロシア暦）の聖スタニスワフの日であった。この日、リトアニア、ヴィルノ（ヴィリニュス）のカトリックの大聖堂における礼拝で「神よ、そなたはポーランドを」がピアノ伴奏とともに歌われた。司祭が制止したにもかかわらず、それは最後まで歌われた。ロシア官憲の報告によれば約2000人の参列者のうち80人ほどがこの好ましからぬ聖歌を歌っており、それを主導していたボレスワフ・リマノフスキら学生たちが逮捕された。官憲もポーランド王国からもたらされた扇動的で「ふとどきな歌」について神経をとがらせ、彼らの取り調べの際に歌詞に注目した。繰返し部分が「主よ、自由な祖国を祝福したまえ」から、「主よ、自由と祖国を取り戻したまえ」に変更されている点、「この暴君の枷から解放したまえ」などの表現がある点を記録している。1862年以降ロシア領ではこの歌が禁じられた。官憲のこうした圧力にもかかわらず、西部諸県のカトリック教会の愛国的なミサや示威行動で「神よ、そなたはポーランドを」は愛国的な聖歌として大いに歌われた。特に貴族や知識人を中心とするポーランド語話者のカトリック信徒に広まり、カトリックの多いグロドノ県でもベラルーシ語話者の農民が多い農村部にはあまり広まらなかった。一方で、ミコワイ・アキェレヴィチ（ミカロユス・アケライティス）によるこの歌のリトアニア語訳（1861年の「祖国への賛歌」）や、モヒレフ（モギリョフ）地方で歌われたとされるベラルーシ語版の同歌の存在も知られている。

1860年代の独立運動の再燃のなかで、急進的な土地改革や農奴解放とともにロシア帝国からの独立を目指して武装蜂起を掲げた小貴族や知識人中心の「赤党」と、段階的な土地改革ならびに平和的な示威行動と外交努力や列強の介入による独立回復を目指した富裕な貴族や都市エリート中心の「白党」が、ポーランド王国と西部諸県に広がる大きな勢力として指摘できる。ポーランド王国では1861年末から翌年にかけてロシアが妥協の姿勢を見せ、1862年には一度辞任したアレクサンドル・ヴェロポルスキが再登用されてポーランド王国の自治を拡大していった。だが、ポーランド王国の立憲政の復活やポーランド王国と西部諸県との合同といった白党の提案は拒否された。赤党による武力蜂起計画を知ったヴェロポルスキがそれを抑えこもうと1863年1月にロシア軍への強制徴募を行ったことで、逆に赤党は同月22日に蜂起を宣言し、この蜂起が西部諸県にも波及した。一月蜂起はポーランド分割後のロシア併合地域において身分制度が動揺したなかで起きた初めての蜂起であり、また多言語・多宗教・多文化の国家であった旧ポーランド＝リトアニア領で全領土に拡大した最後の貴族を中心とした独立運動となった。

このように「神よ、そなたはポーランドを」は1860年代以降カトリック教会のミサや愛国的示威行動などで歌われる宗教的愛国歌となった。一月蜂起敗北以後はロシアだけでなくプロイセンでも禁令の対象となり、プロイセン領ではカトリックの司教会議によっても1866年に典礼歌から削除された。だが「ポーランド未だ滅びず」や「賛歌――火災の煙とともに」とならんで、「神よ、そなたはポーランドを」は19世紀後半から20世紀初頭にかけて最も愛された民族歌の一つとなった。早くに検閲が廃止されたオーストリア領では、これらの歌を収録したポーランドの愛国的歌謡集がしばしば出版された。また、第一次世界大戦中には兵士にも歌われた。

ちなみに「神よ、そなたはポーランドを」も「ドンブロフスキのマズレク」同様にしばしば翻訳・翻案が作られた。先述のリトアニア語やベラルーシ語の訳のほかにも、フランス語やセルビア語、ハンガリー語、イタリア語、ロシア語、ウクライナ語、ドイツ語、チェコ語、英語などの翻訳・翻案が知られており、多くが1860年代以降のものである。

５．おわりに

最後に、第一次世界大戦後に再び独立したポーランドで数ある民族的愛唱歌の中から国

歌hymn państwowyが定められた過程を簡単に振り返りつつ、本稿を終えることにしたい。

1918年に独立を回復したポーランドは分割前とは大きく姿を変えた。19世紀後半から台頭したエスノ・ナショナリズムと1917年のロシア革命の結果、旧「共和国」の東方の領土の多くはリトアニア共和国やソヴィエト連邦を構成するウクライナやベラルーシとなった。またポーランドとして独立した地域の統合も百年以上の分割時代を経た後ではたやすい作業ではなかった。

国歌の制定もすぐには進まなかった。早くも第一次大戦中から何が国歌にふさわしいかという議論が始まったが、音楽家や作家、批評家などを中心とする音楽的・文学的・美的な論争のほかに、政治的な派閥ごとに異なる愛国歌が推奨され、なかなか意見の一致を見なかった。国歌の候補としては「ポーランド未だ滅びず」のほかに、ピウスツキ派は彼が率いた軍団の歌であった「第一旅団」*Pierwsza Brygada*を、ドモフスキ派や保守派は宗教的な「神よ、そなたはポーランドを」を推した。ほかにも十一月蜂起時の「ワルシャヴィアンカ」*Warszawianka*や「賛歌――火災の煙とともに」、プロイセン領のゲルマン化に抗してマリア・コノプニツカが書いた詩にフェリクス・ノヴォヴェイスキが曲を付けた「誓い」*Rota*など、当時好んで歌われた愛国歌が候補に挙げられた。現実には外交儀礼上国歌の演奏が必要な場面が生じており、上記のいずれかがその都度ポーランド国歌として奏でられるような状況であったが、ポーランド政府は公式に国歌を制定することはなく、1921年3月に制定された憲法にも言及はなかった。

結局、独立から数年を経たのち、どの派閥からも不満がなく、誰もが知る歌であり、世俗的で全社会層を包含する「ポーランド未だ滅びず」がある意味妥協策として国歌に選ばれた。国民の主体性が歌詞に現れる点も肯定的に働いたと考えられる。また、ポーランド軍団の歴史は三分割領のいずれの地域とも関わりがあり、ワルシャワ公国の領域もその後ロシア領だけではなく、他の二国にも組み込まれ、「ポーランド未だ滅びず」がいずれの分割領にも広く浸透していたことも国歌に選ばれた大きな理由であろう。

だが、国歌として選ばれたのは法によってではなかった。まず1926年10月15日付の宗教公教育省の回状によって、「ポーランド未だ滅びず」が国歌として学校での歌唱を義務付けられ、公式の歌詞とメロディーが定められた。翌年2月26日の内務省の回状でも、先の宗教公教育省によって定められた「ポーランド未だ滅びず」の歌詞が唯一公式のものとされた。同年4月2日の宗教公教育省の回状によってフェリクス・コノパセクによる編曲が公式のものと制定された。編曲上のわずかな変更があるものの、基本的にはこの時定められたものが現在まで踏襲されている。このように、どちらかと言えば軍や学校の式典など国歌を必要とする現場の需要に沿って「ポーランド未だ滅びず」、すなわち現在の「ドンブロフスキのマズレク」がポーランド国歌として制定されたと言えよう。またそれは分割時代に様々なヴァリエーションが登場していた愛国歌について、軍や学校教育用に宗教公教育省が公式の歌詞とメロディーを制定していく過程でもあった。1937年には「神よ、そなたはポーランドを」や「第一旅団」の歌詞とメロディーが公式に定められた。

その後、「ポーランド未だ滅びず」は第二次世界大戦時にドイツとソ連によって占領されたポーランドで禁じられた抵抗歌となり、その替え歌も多数生まれた。政治的な立場に関わらず、ポーランド国内軍の兵士にも、国外で英米の指揮下に入ったポーランド兵にも、ソ連赤軍と行動を共にしたポーランド兵にも広く歌われた。第二次大戦終結後、ソ連のもとで社会主義化が進んだポーランドでもこの歌は国歌とされた（戦前の国旗もそのまま使用されたが、国章である白鷲の頭からは王冠が外された）。1948年にポーランド人民共和国教育省回状によって国歌としての位置づけが確認されたのである。その際に名称は「ドンブロフスキのマズレク」に改められた。ようやく1976年の憲法修正で法的に国歌として制定され、1980年に「ポーランド人民共和国の国章、国旗、国歌についての法」が制定された。ほどなくして社会主義体制が崩壊すると、1990年にポーランド共和国議会でも国歌として確認された。一連の経緯からうかがわれるのは、国歌に関する意思決定の意外なほどのあいまいさである。現場の必要性が先行し、省の回状という行政指示のレベルで決定がなされ、その現状をかなり遅れて法が追認したのであった。

また第二次大戦後のポーランドは領土変更や住民交換によって民族的マイノリティの極端に少ない国家となったが、その変化に「ドンブロフスキのマズレク」はうまく「対応」できた。歌詞に現れる地名も現在のポーランド領に帰属しており、歌詞中の「ポーランド」もエスニックな意味でのポーランドに読み替えられたのであった。

一方の「神よ、そなたはポーランドを」はその後もカトリック的な愛国歌、「第二の国歌」として歌い継がれ、現在に至る。第二次大戦中歌い継がれたのはもちろんのこと、社会主義時代は反体制派の重要な愛唱歌でもあった。1937年に公式に定められた歌詞は第一連のみだが、歌詞の長いヴァリエーションも受け継がれている。

現在、ポーランドにおいてキリスト教、とりわけカトリック信仰は国民の大多数が信仰していることもあり、民族性と結びつき、民族的な宗教となっている。しかし10世紀にキリスト教化・カトリック化して以来常にそうであったわけではない。中世にはキリスト教（カトリック）信仰がヨーロッパ性や文明への帰属を担保していたが、近世の「両国民の共和国」は多宗教・多宗派の国であった。また18世紀後半以降、国家や国民についての世俗的な考えも登場する。分割後のポーランドのナショナリズムにおいてカトリックがポーランド民族の特殊性を示すシンボルとなり、時に「選民」思想とも結び付いたが、ポーランドの独立運動にカトリック教徒のみが参加したわけではない。また組織としてのカトリック教会やその高位聖職者はときにナショナリズムによる変革や蜂起に反対し、現状容認に傾くこともあった。軍歌に端を発した比較的世俗的・身分包括的な「ポーランド未だ滅びず」とカトリック的な「神よ、そなたはポーランドを」の両方が民族的愛国歌となったように、ポーランドにおけるキリスト教・カトリック信仰とナショナリズムの一筋縄ではいかない関係が浮かび上がる。

資料　ポーランドの主要な賛歌の歌詞

■「神の母」

神の母よ、乙女よ、
神に祝福されしマリアよ、
主によって母と選ばれしマリアよ、
そなたの息子を
我らに与えたまえ、送り届けたまえ。
キリエレイソン（主よ、憐れみたまえ）

そなたの洗礼主のために、神の子よ、
声を聴き、人の思いを満たしたまえ。
我らの届ける祈りを聞き、
我らの願いをかなえたまえ、
この世では敬虔な生を、
生涯を終えしのちは神の国での暮らしを。
キリエレイソン

■「祖国愛の賛歌」

愛する祖国への聖なる愛よ、
それを感じるのは誠実な精神のみ！
そなたのためなら毒ですら美味、
そなたのためなら枷も軛も恥ではない。
名誉の負傷で障碍を残すとも、
真の喜びを精神に宿す。

そなたを助け、支えることができさえすれば、
貧しき中での生も、死ですらも、悔いはない。　　〔以下略〕

■「在イタリア・ポーランド軍団の歌」（ユゼフ・ヴィビツキによる原版）
ポーランド未だ死なず、
我々が生きている限り。
異国の力が我々からもぎ取ったものは
サーブルで奪い返そう。
＊進め、進め、ドンブロフスキ、
　イタリアの地からポーランドへ。
　そなたの導きのもと
　国民と団結しよう。

チャルネツキがポズナンに、
スウェーデンによる分割の後、
祖国を救うため
海を越えて戻ったごとく
＊繰り返し

ヴィスワ川を超えて、ヴァルタ川を超えて
ポーランド人となろう。
ボナパルトは我々に手本を示した、
如何に勝つべきかと。
＊繰り返し

我々が刀を握ったあかつきには
ドイツ人もロシア人も消え失せる。
皆の合言葉は、団結と
我々の祖国。
＊繰り返し

もうあちらでは父親がバシャに向かって
涙ながらに語っている――
どうかお聞き、我らが兵士は
軍鼓を鳴らしているそうだ。
＊繰り返し

そして全員が一つの声で、
この隷属はもうたくさん。
我々にはラツワヴィツェの大鎌がある。
コシチューシコには神のご加護を。

■「ドンブロフスキのマズレク」（現行版）
ポーランド未だ滅びず、
我々が生きている限り。
異国の暴力が我々から奪ったものは
サーブルで奪い取ろう。
＊進め、進め、ドンブロフスキ、
　イタリアの地からポーランドへ。

そなたの導きのもと
国民と団結しよう。

ヴィスワ川を超えて、ヴァルタ川を超えて
ポーランド人となろう。
ボナパルトは我々に手本を示した、
如何に勝つべきかと。
＊繰り返し

チャルニェツキがポズナンに、
スウェーデンによる占領の後赴いたように、
祖国を救うため
我々も海を越えて戻ろう。
＊繰り返し

もうあちらでは父親がバシャに向かって
涙ながらに語っている――
どうかお聞き、我らが兵士は
軍鼓を鳴らしているそうだ。
＊繰り返し

■ジェマイティヤ版「ポーランド未だ滅びず」
ポーランド人は未だ滅びず、
ジェマイティヤ人が生きている限り！
全員が武器を手に戦えば
そうすれば幸せになる。
ポーランド人、リトアニア人、ジェマイティヤ人はともに
いつもそうであったように、これからも一つになろう。

わずかな涙しか流されなかったというのか、
毎年秋になれば
ツァーリによる徴兵命令で
最後の一人まで出せと命じられて……
母親は子供を、姉妹は兄弟を。
モスクワ野郎め、もう我々を徴兵できまい！　　〔以下略〕

■「全スラヴ人の賛歌」（1849年のポーランド語訳より）
おお、スラヴ人よ！未だ我らの
スラヴ人の言葉は生きている、
我らの忠実なる心臓が
我らが民族のために脈打つ限り。　　〔以下略〕

■「カシューブの賛歌」
クラクフから流れたヴィスワ川が
ポーランドの海に注ぐところ、
ポーランドの信仰、ポーランドの言葉は
決して滅びない。

＊決してカシューブ人は
破滅に至らない。
進め、進め、敵を追って、
我らは神とともに。　　〔以下略〕

■「国王の繁栄を願う国民の歌　神よ、そなたはポーランドを」（アロイジ・フェリンスキによる原版）
神よ、そなたはポーランドをこのように何世紀ものあいだ
力と栄光の輝きで包み、
ポーランドを押しつぶすことになる不幸から
自らの庇護の盾でそれを守ってきた。
＊そなたの祭壇の前で我らは懇願する、
主よ、我らの国王を守りたまえ！

汝よ、そなたはポーランドの没落に心動かされたのちは
最も神聖な大義のために戦うポーランドを支え、
全世界をその勇気の証人にしようと望んで
不幸のただなかでその名声を高めた。
＊繰り返し

汝よ、そなたは最後に新たな奇跡によってポーランドを
復活させ、相互の敗戦から、栄光ある
二つの兄弟民族を互いに結びつけた、
平和の天使の一つの王笏の下で。
＊繰り返し

新たなポーランドに古来の栄光を復活させよ。
そして彼のもとでポーランドが幸福になるように、
二つの仲の良い民族が繁栄するようにせよ。
そして彼の治世を祝福せよ。
＊繰り返し

■「神よ、そなたはポーランドを」（1937年3月23日に宗教公教育省が定めた歌詞）
神よ、そなたはポーランドをこのように何世紀ものあいだ
力と栄光の輝きで包んできた。
そなたはポーランドを意気消沈させることになる不幸から
自らの庇護の盾でそれを守ってきた。

そなたの祭壇の前で我らは懇願する、
主よ、祖国と自由を祝福したまえ！

主要参考文献

I. Chrzanowski, *Nasz hymn narodowy (Pieśń Legjonów)*, Lwów, 1922.
L. Finkel, *O Pieśni Legionów*, Lwów, 1894.
J. Jurkiewicz, „„Jeszcze Polska nie zginęła, póki Żmudzini żyją!" (Kilka uwagi o *Pieśni Żmudzinów* z 1831 r.)", w: *Praeities baruose: Skiriama akademikui Vytautui Merkiui 70-ies metų*

jubilejaus proga, Vilnius, 1999.
S. Kieniewicz, *Powstanie styczniowe*, Warszawa, 2009 (1983).
S. Kieniewicz, A. Zahorski, W. Zajewski, *Trzy powstania narodowe: kościuszkowskie, listopadowe, styczniowe,* Warszawa, 2006.
T. Kizwalter, *O nowoczesności narodu: Przypadek Polski*, Warszawa, 1999.
J. S. Kopczewski, *O naszym hymnie narodowym*, Warszawa, 1988.
A. K. Kunert, *Mazurek Dąbrowskiego i inne pieśni*, Warszawa, 2007.
L. Malinowski, *Polskie symbole narodowe: Godło-barwy-Hymn*, Warszawa-Łomża, 2016.
A. Nieuważny, *My z Napoleonem*, Wrocław, 1999.
J. Pachoński, *Jeszcze Polska nie zginęła*, Gdańsk, 1972.
W. J. Podgórski, *Pieśń ojczyzny pełna*, Warszawa, 1994.
M. Rezler, J. Sobczak, S. Stuligrosz i inn., *Jeszcze Polska nie umarła...: W dwusetną rocznicę powstania hymnu narodowe*go, Poznań, 1997.
M. Rezler, J. Sobczak, T. Dorożała-Brodniewicz i inn., *Pieśń nieśmiertelna w dwieściedziesiątą rocznicę powstania - w osiemdziesięciolecie ustanowienia polskiego hymnu państwowego*, Poznań, 2007.
S. Russocki, S. K. Kuczyński i J. Willaume, *Godło, barwy i hymn Rzeczypospolitej: Zarys dziejów*, Warszawa, 1978.
D. Wawrzykowska-Wierciochowa, *„Mazurek Dąbrowskiego": Dzieje polskiego hymnu narodowego*, Warszawa, 1982.
D. Wawrzykowska-Wierciochowa i A. Podsiad, *Boże, coś Polskę...* , Warszawa, 1999.
F. Wrotnowski (wyd.), *Zbiór pamiętników o powstaniu Litwy w r. 1831*, Paryż, 1835.
A. Zieliński (opr.), *Poezja powstania listopadowego*, Wrocław, 1971.
足立和子「ポーランド愛国の歌」ヤン・テッター（足達和子訳）『ドイツ侵攻とポーランド農民ドゥジマーワ―第一次世界大戦前のレジスタンス』明石書店、2002。
加藤久子『教皇ヨハネ・パウロ二世のことば―1979年、初めての祖国巡礼』東洋書店、2014。
工藤幸雄『ワルシャワ物語』ＮＨＫブックス、1980。
白木太一『新版　一七九一年五月三日憲法』群像社、2016。
土谷直人「ポーランド文化の自立について―『神の御母』をめぐって」『比較文学研究』61、1992。
アダム・ミツキェヴィチ（工藤幸雄訳）『パン・タデウシュ』上下、講談社、1999。
米川和夫「かみのみはは」コンスタンティ・イルデフォンス・ガウチンスキ（米川和夫訳）『北の十字架―ポーランド詩集』青土社、1987。
拙稿『ポーランド国歌と近代史―ドンブロフスキのマズレク』群像社、2016。

ポーランド年代記から見る、ポーランド国家建設伝承の意義

荒木勝（岡山大学理事・副学長）



１．東欧諸国の起源

ポーランドでは、今年国家建設1050年祭の行事が盛大に執り行われたと聞いている。しかし1966年、社会主義国ポーランドにおいてもまた国家建国1000年祭を当時のゴムルカ政権がこれまた盛大に執り行ったといわれている。

こうしてポーランドでは、体制の如何を問わず、966年は国家建国の年として祝われてきたが、こうした国家建設をめぐる祝祭は東欧諸国において決して珍しいことではない。

日本で流布している多くの歴史年表では、ポーランド国家の起源として966年のミェシュコのキリスト教改宗の事実が挙げられ、988年には、キエフ公国のウラディミールのビザンティン皇妹との結婚とこれに伴うギリシャ正教への帰依がキエフ公国の始まりとされ、1000年のハンガリー王イシュトバーンのキリスト教改宗と王位即位が記されている。

こうして東欧の強国の国家としての誕生がキリスト教の改宗と結び付けられてきたことは、周知の事実として我が国でも教えられてきたが、その歴史的事実をどう解釈したらいいのであろうか。

国家の建設と統治者のキリスト教の改宗とは、本来は別々の事柄である。では、本来別々の事柄がなぜ重ねられてきたのか。この問いはまた、国家と宗教の関係について、私たちの歴史認識の在り方を再考させることにつながるかもしれない。そこには、宗教の公共性をめぐる問題が含まれているかもしれないし、国家自体の宗教性の問題も含まれているかもしれない。事実またこの国家と宗教の問題は、政教分離の問題として現代の政治的な難問として浮上している。その意味で今回のテーマは単なる過去の問題ではない、といってもいいであろう。

２．『匿名のガル年代記』におけるミェシュコの改宗

ポーランドでは、この966年の歴史的事件を最初に書き記した書物は、11世紀初頭に作成された『匿名のガル年代記』（以下『ガル年代記』と略記する）である。

この『ガル年代記』の中の、966年の歴史的事件に関する記述は以下のとおりである。

> 「ところで、公の位ducatumに就いたミェシュコは、天賦の才と天与の力を顕しはじめ、戦によってますます頻繁に近隣の国々を悩まし始めた。しかしながらその時においてもなお、誤った異教の教えに包まれたまま、自国の慣習に従って、淫らにも、7人の妻を持っていた。その後、ドンブルフカという名の、キリスト教信仰に厚い一人のボヘミアの女を妻に求めた。しかし彼女は、ミェシュコがこの誤った慣習を捨て、自らキリスト教徒となることを誓約しなければ、結婚には応じられないと言った。こうして、ミェシュコが異教の慣習を捨て、キリストの信仰による秘跡を受け入れることを同意したと

き、かの気高き女は、壮麗な聖俗の随臣を引き連れてポーランドに入った。しかし、ミェシュコがしだいにキリスト教の慣習と教会の典礼を熱心に吟味し、異教の誤りを捨て、自ら教会の母なる胸の中に入っていくまでは、夫婦の床をともにしなかった。」（第1巻第5章）

この叙述によれば、ミェシュコの改宗、洗礼が結婚に先行し、結婚の儀式は、後続の事項とされているが、歴史資料と研究史によれば、965年にチェコ公ボレスワフ一世の娘ドンブルフカがポーランドに入り、ミェシュコの妻となり、ミェシュコの洗礼は966年に行われたとされている。

ともあれ、ここに登場するミェシュコは、歴史的に確認できる文献の中で最初のポーランドの支配者とされている人物である。しかしこのミェシュコは、いわゆるピァスト家の出自であるとされ、ピァスト➡シエモヴィット➡レシェック➡シエモミシル➡ミェシュコへ、という系譜がたどられており、ミェシュコ一代でポーランドの権力者に登場したのではない。事実『ガル年代記』第3章では、ピァストの息子シエモヴィットは、ポーランド公に任じられたと記されており、すでに第1巻第1章の冒頭の記述によれば、ミェシュコもまたすでにキリスト教に改宗する以前からポーランド公の地位についていたとされている。今、公duxという地位が、何らかの政治的な権力者の地位を表明しているとすれば、そこに国家の誕生を類推することは十分に可能であろう。また中世の政治的枠組みから主張される、正当なる王rexの統治をもって（たとえばカール大帝やオットー大帝の、フランク王国や神聖ローマ帝国の建設）、国家の成立と理解するとしても、ポーランドにおいて最初の王rexとされているのは、1000年、神聖ローマ皇帝から戴冠されたとされるボレスワフ・フロブリを最初の王とする『ガル年代記』の主張が参照されるべきであろう。したがって、966年にポーランドの国家が誕生したという主張は『ガル年代記』からは導くことができないのである。

３．『ヴィンセンティの年代記』におけるミェシュコの改宗

『ガル年代記』からほぼ100年後に書かれた『ヴィンセンティ・カデゥベックの年代記』（以下『ヴィンセンティの年代記』と略記する）もまたほぼ同様な記述を残している。

「ところで、セモミシルからは、かの有名な盲目のミェシュコが生まれた。彼は盲目のまま7歳まで育てられた。7歳の年の終わりに、神の光に照らされて視力を得、年に似ず勤勉精励となった。これほどまでに長い間、ミェシュコは理性の光を奪われて盲目となったと考えられている。というのは、妻と呼ばれていた7人の淫らな妾たちを交代で夜の奉仕に従わせるのを習慣としていたからである。しかしながらミェシュコは彼女たちを遠ざけてドブローカという名のボヘミアの女と結婚した。彼女との幸福な結びつきによって不信仰の氷は溶け、我々の異教の渋いブドウ酒は本当のブドウの若枝からできたブドウ酒に変わる。というのは、カトリックの信仰に大変熱心な彼女は、ポーランドの王国全体が王自身とともにキリスト教の信仰告白のしるしを受け入れないでは、結婚への意志を持つ気にならなかったからである。というのは、信仰の相違は結婚への障害に一つであることを知っていたからである。そこでポーランドの最初の王ミェシュコは洗礼を受けたのである。」（第2巻第8章）

以上の叙述に従う限り、『ガル年代記』とほぼ同様な内容となっている。ただし、1つの重要な相違点が存在している。『ガル年代記』の方は、ミェシュコを公duxと呼んでいるが、『ヴィンセンティの年代記』では、ポーランドの最初の王primus Polonorum rexと呼んでいる。

いうまでもなく、中世キリスト教世界では、王とは、神の代理人であり、塗油されたも

の、メシアと呼ばれる者であり、神聖ローマ皇帝か教皇によって塗油された正当なる統治者であった。ミェシュコは、『ガル年代記』では、公であって王たる地位を持った存在ではなかったが、『ヴィンセンティの年代記』では、ポーランドの最初の王と呼ばれている。ここから、966年にミェシュコがキリスト教に改宗したときをもって、正当なる国家の誕生とする理解も生まれてくる可能性が生じてきたと思われる。

しかしながら、4巻からなる『ヴィンセンティの年代記』の全体構成から見ると、ヴィンセンティ自身は、ピァスト朝を遡る遥か昔、クラコフの都市で民衆から歓呼の声で王に推戴され、初めてポーランドの統治の法を樹立したクラクこそがポーランドの最初の王と記述しているのである。したがって、ヴィンセンティの歴史観によれば、ポーランドの最初の国家はこのクラクなる王が建国した国家ということになる。

そもそも『ヴィンセンティの年代記』はは、ポーランドの歴史を、クラコフとマオポルスカ地方を拠点として形成された伝承と、グニェズノとヴィエルコポルスカ地方に展開するピァスト伝承とを接合した歴史展開を構想している。『ヴィンセンティの年代記』の第1巻は、すべてピァスト朝以前の王朝伝説に充てられ、ピァスト朝の歴史はようやく第2巻から始まるのである。ピァストから始まり、数世代の後、キリスト教に改宗したミェシュコの王朝は、第1巻に登場するクラクの王朝数世代の後、さらに別の王朝の王の幾代かの統治の後、暴虐の公ポピェールの後、やっと登場することになっている。

以上の理解に立てば、『ヴィンセンティの年代記』もまた、966年をもって、ポーランドの国家建設の年としているわけではないのである。

４．レース・プーブリカ＝ジェチ・ポスポリータ（国家）建設の意義

こうして、『ガル年代記』も『ヴィンセンティの年代記』も、966年をポーランド国家建国の年とするには十分な根拠を提供しているわけではなかった。しかしながら、966年、ミェシュコがキリスト教に改宗することによって、ポーランド国家が持続的に西洋キリスト教世界につながり、またミェシュコの後継者ボレスワフ・フロブリが、1000年に神聖ローマ帝国の皇帝オットー3世から、王という称号を受け、本格的にキリスト教布教の体制を整備し、1025年にはローマ法王から王としての認証を勝ち取るという道を切り開いたことは確かであろう。

ミェシュコが初めてポーランドをキリスト教国とした事実を強調する『ガル年代記』とともに、『ヴィンセンティの年代記』もまた、ミェシュコへの神からの恩寵の降下を語り、彼のキリスト教改宗を特筆し、ミェシュコを、キリスト教に改宗したポーランド最初の王と呼んでいるのである。

では、こうしてキリスト教改宗を成し遂げたミェシュコは、ポーランドの国家を建設したとされるが、ここで言及される国家とはなにを意味していたのだろうか。

年代記に登場する国家を表現する言葉を挙げると、王国regnum、祖国patriaなる語が登場するが、これらの言葉と並んで、国家にレース・プーブリカなる言葉が登場している点は重要である。原義は、「公的な事柄」を意味し、王の個人的利益と個人的支配を超えた、公的な利益、共同的な事柄を指す言葉であり、古典的には、古代ローマの国家を意味していた。この言葉はまたキケロの政治学的作品に多用され、ギリシャ語のポリスのラテン語訳として定着した言葉でもあった。その場合の原義は法的な規範をもった市民共同体としての国家である。

「国家（レース・プーブリカ＝公的な事物）とは、国民の事物（レース・ポプーリ）であり、国民とは、なんらかの方法で集められた、あらゆる種類の人間たちの集団であるというのでなく、法の同意と利益の共通性によって社会的に結合された集団である。」（キケロ『国家』第1巻25章）

『ガル年代記』第2章においては、ミェシュコの後継者ボレスワフ・フロブリは、「この

ような思慮分別によって王国と国家（レース・プーブリカを統治した。」と描かれ、また第1巻第15章では、「彼こそ正しく祖国の父であり、祖国の守護者である。彼こそ君主であり、他人の財産の横領者でなく、レース・プーブリカの高潔な監督者である。」

さらに、『ヴィンセンティの年代記』では、冒頭から、キケロ由来の「昔、昔、この国（レース・プーブリカ）には徳（ヴィルトゥス）があった。」という文書が飾られ、レース・プーブリカの歴史が当年代記の主要なテーマであることが強調されている。

こうしてポーランドの歴史には、レース・プーブルカという国家観念がピアスト朝からお多くの文献の中に書き込まれていくことになり、それがポーランド語のRzeczpospolita Polska（ジェチポスポリタ・ポルスカ＝ポーランド国家）なる語を生み出し、中世、近世、近代を貫き、王政、共和政を含めた共通の国家観念になった、と思われる。

その意味において、ミェシュコの966年のキリスト教改宗は、カトリックを通じて、ギリシャ・ローマの政治観念、とりわけその中心的観念である国家観をポーランドに導入・定着化させた転機といってもいいであろう。

５．結びにかえて

ここで改めて、966年のミェシュコのキリスト教改宗の意味を振り返ってみよう。
年代記の世界では、このミェシュコの改宗それ自体がポーランド国家建設の起点であるという叙述は見ることができない。しかしながら、ミェシュコのキリスト教改宗を通じて、ポーランドが西洋キリスト教世界に本格的に参入したことは大きな意味を持つことになった。

ミェシュコ以後のポーランドの諸王が神聖ローマ帝国との厳しい緊張関係も持ちながら、ドイツの政治的法的文化を取り入れ、また神聖ローマ帝国と対抗するために、カトリックの総本山、バチカンの法王庁と緊密な連携関係を維持することができた。膨大な資料の山となっているポーランド・ヴァティカン外交文書集成や回勅集はそれを物語っている。
今日のＥＵの領域がなおキリスト教の洗礼共同体と重なり、西洋キリスト教文化圏と重なっている点を考えると、ＥＵの解体の危機の今日、966年のミェシュコの改宗＝ポーランド国家建設という事件の意義を深めていくことは、ポーランドの立ち位置のみならずＥＵそのものの本質を理解するうえで重要な事柄であろう。

さらに、966年が、ポーランドの歴史にレース・プーブリカの観念を導入する契機になったことも、西洋諸国の国家観念を振り返る重要な契機になるであろう。

世界的な経済格差や、膨大な難民の発生、一国中心主義の極端な広がりによる、近代社会の国際法秩序の崩壊を目の当たりにしている今日、改めて、ポーランドの歴史が長期にわたって保存してきたレース・プーブリカ、ジェチポスポリタの意味することに思いを致す必要があろう。

イタリア人画家カナレットの見たワルシャワ
—18世紀ポーランドの宮廷美術との関わり—

金沢文緒（岩手大学教育学部准教授）



１．はじめに：現代ポーランドにおける「カナレット」

ワルシャワ王宮に、かつては元老院控えの間として機能していた「カナレットの間（Sala Canaletta）」と呼ばれる一室がある（図1、2）。現在この部屋には、18世紀のイタリア人画家ベルナルド・ベロット、通称カナレット（Bernardo Bellotto, zwany Canaletto, 1722-1780）の制作による、ワルシャワの中心地と郊外の景色を主題とした絵画作品23点が飾られている。2003年に3年間にわたって進められてきた修復作業が終了し、現在、全作品が18世紀当時の鮮やかな色彩を取り戻している。

ポーランドでは、「カナレット」という名前は美術関係者のみならず、一般の人々の間でも広く知られている。その理由は、「カナレットの間」を飾る彼の作品群が、第二次世界大戦後のワルシャワの復興に多大な貢献を果たしたためである。ワルシャワは第二次世界大戦において旧市街を中心に壊滅的な被害を受けたが、建造物の再建にあたって、カナレットが克明に描出したワルシャワ景観が、戦前の都市の相貌を伝える貴重な情報資料として活用され、戦後のワルシャワは異例の迅速さをもって復旧に至った。

現代のポーランドにおけるカナレット理解が、こうした歴史的事実に即したものであることは間違いないだろう。例えば、2016年現在、クラクフ郊外通りの歩道には、カナレットの《ジグムント3世の記念柱に向かうクラクフ郊外通り》のパネルが設置されている（図3）。歩行者の動線を遮るように設置されたこのパネルは、彼らにポーランドの戦後復興のプロセスとカナレットの功績について意識を促す目的を備えたものであり、こうしたカナレットの作品パネルはワルシャワの各所に存在している。作品パネルの設置場所は移動を



図1.「カナレットの間」、ワルシャワ王宮（*The Royal Palace Warsaw*, 1996より）



図2.「カナレットの間」、ワルシャワ王宮（*The Royal Palace Warsaw*, 1996より）



図3. カナレット《ジグムント3世の記念柱に向かうクラクフ郊外通り》の作品パネル、ワルシャワ、クラクフ郊外通り（2016年3月）

重ねており、それはすなわち、ワルシャワの都市計画においてカナレットの作品パネルが常に重要視されてきたことの証左でもある。また、王宮が企画している子供のための教育プログラムには「カナレットの間」での学びが含まれており、若い世代のワルシャワ市民への啓蒙活動においても同様に、カナレットの存在が戦後のワルシャワ復興の象徴として、ポーランドのアイデンティティの一部として継続的に機能してきたことを物語っている。

しかしながら、こうした現代ポーランドにおけるカナレットの功績の強調は、彼の芸術的個性を写実性に限定する流れを生むことになった。結果として、18世紀のポーランドにおいて、彼が西ヨーロッパの芸術文化との接点として重要な役割を果たした点については看過されてきたと言える。本報告では、ワルシャワ再建に貢献した画家としての評価からしばし離れ、「キリスト教ヨーロッパにおけるポーランドの1050年」というフォーラム・ポーランド2016年会議の共通テーマに沿って、よりマクロな視点から、18世紀ヨーロッパの歴史的、文化的文脈の中にカナレットを捉え直してみたい。最初に、18世紀ヨーロッパの重要な文化現象であるグランド・ツアーとの関わりから、カナレットのポーランド滞在の意義を確認する。そして、カナレット作品の美術的分析を通して、18世紀の2人のポーランド国王、アウグスト3世とスタニスワフ・アウグストの治世における美術政策の一端を明らかにし、これを踏まえ、移動画家としてのカナレットの戦略的創作意図について考察する。

２．グランド・ツアーと18世紀景観画

ワルシャワ王宮に所蔵されるカナレットの作品群は、「景観画（ヴェドゥータ）（veduta）」と呼ばれる絵画ジャンルに含まれる。景観画とは、実際に存在する景色を可能な限り正確に、詳細に描写することを前提とした特殊な絵画ジャンルであり、写真という媒体が登場する19世紀以前、いわば写真の代替物としての役割を果たした。

18世紀は旅行の時代として知られる。本来、島国イギリスの若い貴族が大陸で教養を積み洗練された大人になるための成長旅行を意図したものであったグランド・ツアーは、世紀を通じ、イギリス出身者に限らず、また若者に限らず、大陸を周遊する一種の観光旅行として、全ヨーロッパ的現象となっていく。ポーランドからもこの時期、多数の貴族がグランド・ツアーに出ており、18世紀ポーランドの君主たち、アウグスト2世、アウグスト3世、スタニスワフ・アウグストもみな、こうした西ヨーロッパへの旅行を経験している。

18世紀のグランド・ツアーの最大の目的地は、当時のヨーロッパの芸術文化の中心地イタリアであった。カナレットは、イタリアの主要な観光都市のひとつであったヴェネツィア出身の画家である。非日常体験としての旅の記録を残したいという願望は今に始まったことではなく、18世紀の旅行者たちも同様に持っていたものであるが、彼らが帰国時に買い求めたのが景観画であった。観光旅行が爆発的な人気を得た18世紀、それに伴ってこの絵画ジャンルが急速に普及したのは当然の流れと言える。当時の旅行者の景観画収集に注いだ情熱やその所有欲がいかに強いものであったかは、古代ローマ遺跡を主題とする景観画に埋め尽くされた架空の巨大なギャラリーを描いた景観画家ジョヴァンニ・パオロ・パンニーニの作品（図4）から窺うことができる。また、ヴェネツィア景観画によって装飾されたイギリスのハワード城の「カナレットの間（Canaletto Room）」（図5）はこうした旅行



図4.　ジョヴァンニ・パオロ・パンニーニ《古代ローマの景観画のある絵画ギャラリー》1756-1757年、シュトゥットガルト州立美術館

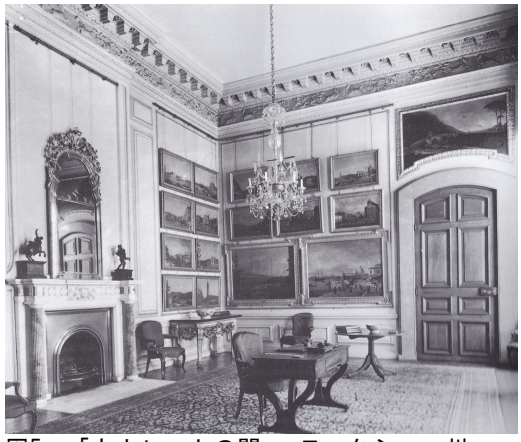


図5.　「カナレットの間」、ヨークシャー州、ハワード城（現存せず、Dario Succi (ed.), *Bernardo Bellotto detto il Canaletto*, Venezia, 1999より）

者の願望を実現させた代表例である。

さらに、グランド・ツアーという文化現象の意義は、旅行者の帰国後の生活様式に多大な影響を与えた点にも見いだされる。グランド・ツアーの流行により、ヨーロッパにおけるヴェネツィアという都市のブランド・イメージが一層高まり、それに伴ってヴェネツィア出身の芸術家の需要も増えた。旅行者は、ヴェネツィアの芸術文化に対する大きな憧れを抱いて帰国するも、旅行中に購入した作品に飽き足らず、ヴェネツィア出身の芸術家を自国に招聘するという流れである。当初カナレットは、ヴェネツィアで人気の高かった景観画家の一人として、主にグランド・ツアーの旅行者からの作品注文によって生計を立てていたが、20代半ばにしてヴェネツィアを離れ、ドレスデン、ウィーン、ミュンヘン、そしてワルシャワと、北方都市に活動拠点を移し、生涯イタリアに戻ることはなかった。歴史画家ジョヴァンニ・バッティスタ・ティエポロ、パステル肖像画家ロザルバ・カリエラ、風景画家フランチェスコ・ズッカレッリ、カナレットの伯父で、ヴェネツィアで最も著名な景観画家であったアントニオ・カナル（通称カナレット）らも、旅行者の帰国後の要望に応えてヨーロッパを旅した芸術家である。景観画家の場合、招聘された地ではイタリアの景観画の再生産のみならず、現地の景観を主題とした新たな作品制作が委嘱された。カナレットのワルシャワ景観画連作はまさにそうした一例である。

また、芸術家側の動機として、グランド・ツアーの旅行者の数は、戦争のようなヨーロッパ内の政治情勢に大きく左右され、収入源として不安定であった点も挙げられる。カナレットはその中でも、生涯にわたって恒常的な収入を得られる「宮廷画家」という安定した地位をヨーロッパ内で求め続けたという点において、きわめて野心的な芸術家であったと言えよう。彼の戦略的姿勢は第一に、「カナレット」という名前に顕著に表れている。本来「カナレット」は、彼の伯父であり、グランド・ツアーの旅行者の間で圧倒的な人気を誇っていたヴェネツィア景観画の最大の巨匠アントニオ・カナルに与えられていた呼称であった。甥は伯父の工房で修業を積み、作風も伯父と酷似していたため、独立当初から一定の需要があったが、北方都市に活動拠点を定めるにあたって、伯父の全ヨーロッパ的な知名度を戦略的に利用し、新たに「カナレット」と名乗ることによって、自身の雇用獲得や作品注文に結びつけていったのである。

18世紀、芸術文化の中心地へと向かうグランド・ツアーと並行して、芸術の中心地から出発する芸術家の汎ヨーロッパ的旅行という現象が起きていたことはきわめて興味深い。その意味において、カナレットのワルシャワ景観画連作は、西ヨーロッパの芸術文化に憧れ、グランド・ツアーに旅立った18世紀のポーランド人の願望の所産と位置づけることができるだろう。

３．ポーランド＝ザクセン連合期における宮廷芸術の二重性

カナレットは1768年から画家が死去する80年までの間、ポーランド国王スタニスワフ・アウグストの宮廷画家としてワルシャワに滞在し、この間にワルシャワ景観画群が制作された。それゆえに、ポーランドとカナレットの関係について考察した先行研究では常にスタニスワフ・アウグストの治世が対象となってきたが、これには再考の余地があるだろう。ワルシャワに渡る1767年以前、カナレットはザクセン選帝国の首都ドレスデンに長期滞在しており、15年にわたってザクセン選帝侯フリードリヒ・アウグスト2世の宮廷画家を務めたが、当時フリードリヒ・アウグスト2世は「アウグスト3世」の名でポーランド国王を兼任していた。この点に注目するならば、カナレットは実に30年近く、二代の君主の宮廷画家という立場でポーランドと関わり続けたことになる。



図6.　ルイ・ド・シルヴェストル《ポーランド国王アウグスト3世》1743-44年、ワルシャワ、ヴィラヌフ宮殿

18世紀前半のポーランドは、ザクセン選帝侯がポーランド国王を兼任するという特殊な政治的状況下にあった。ポーランド＝ザクセン連合はザクセン選帝侯がポーランド国王に選出されたことによって生じた同君連合であり、この政治体制は1697年から1763年まで、選帝侯フリードリヒ・アウグスト1世とその息子のフリードリヒ・アウグスト2世の二代にわたって存続した。この間、彼らには、ポーランド国王として「アウグスト2世」と「アウグスト3世」という別の名称が用いられている。同君連合期の君主の政治的拠点はドレスデンとワルシャワの両方に置かれたが、彼らのワルシャワ滞在期間は、アウグスト2世は約30年の統治期間で11年以下、アウグスト3世は30年の統治期間で約12年間であった事実からも明らかなように、彼らの中心的拠点はザクセン選帝国であったと言える。君主のポーランド訪問は政治的行事への出席等、必要最低限の用務時に限られており、彼らのポーランド統治への直接的影響力も限定的なものに留まった。

この間、ポーランド独自の宮廷芸術家はほとんど任用されなかったが、その代わりに、絵画、建築、音楽など様々な分野にわたって、ドレスデンを活動拠点としたザクセン選帝侯の宮廷芸術家たちがポーランドの宮廷芸術にも携わった。このようなザクセンとポーランドの宮廷芸術の二重性は、同君連合期の歴史における重要な一側面であり、ザクセン選帝侯の宮廷肖像画家だったフランス人画家ルイ・ド・シルヴェストルの制作した、ヴィラヌフ宮殿所蔵の君主の肖像画（図6）はそうした作例として挙げられる。シルヴェストルの手になる君主の肖像画の大半は、洋装による「ザクセン選帝侯フリードリヒ・アウグスト2世」を描写したものであるが、本作品では唯一、ポーランドの伝統的衣装に身を包んだ「ポーランド国王アウグスト3世」が表現されている。

強力な君主のイメージを鑑賞者に喚起させることを目的としながらも、ポーランドの伝統的衣装による国王の姿を描いた本作品には、外国出身の君主を迎える不満を抱えたポーランドの人々の懐柔策としての性格が顕著に表れている。ポーランドにおいては、アウグスト3世のポーランド国王としての視覚的イメージはこのシルヴェストルの肖像画を通して定着し、複製版画、彫刻や陶器、装飾品など、絵画以外の様々な媒体へと移し替えられながら普及していった。この例から明らかなのは、ザクセン選帝侯の宮廷芸術家たちは、ポーランド向けの作品に関してはポーランドの政治的文化的事情に合わせて制作し、ザクセン向けの作品との差別化を図ったという点である。

政治的プロパガンダとして視覚的イメージを利用することは君主の常套手段として当時一般的に行われていたが、同君連合期の君主に共通する傾向として、アウグスト2世の前任者であるヤン3世ソビエスキのイメージを積極的に利用した点が挙げられる。ヤン3世ソビエスキは1683年、神聖ローマ帝国の拠点であるウィーンを包囲していたオスマン・トルコ帝国を、ポーランド軍を率いて撃破したことで知られる。この勝利がキリスト教ヨーロッパに与えた衝撃は大きく、イスラム教徒からキリスト教世界を救った英雄として彼を讃える出版物や美術作品が全ヨーロッパで相次いで登場した。ポーランド国内でも、現在に至るまで彼の功績を祝う記念行事が定期的に開催されており、ヤン3世の栄光がキリスト教国ポーランドにとって重要なアイデンティティの一つとして今なお存在していると言えるが、トルコ戦争の影響の残る18世紀には特にその傾向が強かった。同君連合期の君主は、ポーランドにおける自身のイメージ形成の際、当時国内で、特にシュラフタの間で普及していたヤン3世信仰を利用したのである。例えば、ヤン3世の治世に制作された版画が、彼の死去後、肖像部分だけアウグスト2世のものに変更して再版されている（図7）。こうした露骨とも言える試みは次のアウグスト3世の時代にも継承された。

以上のような同君連合期のポーランドの宮廷芸術の流れの中に、カナレットが1762年にドレスデンで制作した政治的寓意画の対作品《不滅は困難から生まれる》（図8）と《倒れたものは再び立ち上がる》（図9）も位置づけられるだろう。この2点は長らくドレスデンに所蔵されているため看過されてきたが、当初はザクセンではなく、ポーランド向けに制作された作品であった可能性が高い。



図7. J・ド・ラ・フールの工房《アウグスト2世》1697年以降、ワルシャワ国立美術館



図8. ベルナルド・ベロット（通称カナレット）《不滅は困難から生まれる》1762年頃、ドレスデン国立美術館



図9. ベルナルド・ベロット（通称カナレット）《倒れたものは再び立ち上がる》1762年、ドレスデン国立美術館



図10. ドイツの逸名版画家《ウィーンの戦い後のヤン3世ソビエスキと神聖ローマ帝国皇帝レオポルド1世》、ワルシャワ国立美術館



図11. ヴィラヌフ宮殿ファサード、ワルシャワ



図12. ポーランド、ドゥカート金貨、1703年、ドレスデン国立美術館

この対作品は従来、対プロイセンで行われた七年戦争時のザクセンの同盟関係を、各国の擬人像によって表現した政治的寓意画であるとみなされてきたが、先行研究では不明点、矛盾点が多く残されている。しかしながら、ポーランド向けに制作された作品であるという新たな視点から再考すると、問題解明の手がかりが見えてくる。第一に、《不滅は困難から生まれる》に描かれた、神聖ローマ帝国の帝冠の傍らにいる若者「オーストリア」と、その背後に描かれたオスマン帝国の皇帝スルタンの衣装に身を包んだ老人「トルコ」の組み合わせは、ザクセンの歴史的文脈においては意味をなさないが、一方ポーランドにおいては、ヤン3世ソビエスキのウィーン解放によってキリスト教世界の勝利に貢献した自国の栄光を喚起していると解釈できる。実際、救出された「オーストリア」と敗北した「トルコ」を組み合わせる描写手法は、ヤン3世の治世に頻繁に採用されたものであり（図10）、さらに、同君連合期の君主がヤン3世の栄光のイメージをポーランド向けの政治的プロパガンダとして利用していたことも既に指摘した通りである。

一方、対となる《倒れたものは再び立ち上がる》では、ザクセンの紋章である2本の剣が刻まれた盾に手をかけた女性「ザクセン」と、既にアウグスト3世の肖像画でも見た、長いコート（ジュパン）、腰帯（サッシュ）、長い口髭、短く刈込まれた頭髪など、サルマティア様式の外見の二人の男性「ポーランド」が描かれていることは明らかだが、その他の人物像に見られるような、一国が一人の擬人像によって表される伝統的手法とは決定的に異なり、「ポーランド」のみが二人の擬人像で描かれたという根本的問題は残されてきた。これもまた、ポーランドの歴史的文脈に従えば、この二人の男性はポーランド＝リトアニア共和国の表象として解釈されうる。

ポーランド＝リトアニア共和国は、ポーランド国王がリトアニア大公を兼任することによって生じた同君連合であり、この政治体制は1569年から1795年まで存続した。そのため、ポーランドでは、ザクセン選帝国との同君連合体制が開始される18世紀以前から、ポーランド王国とリトアニア大公国の政治的連携を視覚的媒体において強調する伝統が存在していた。ヤン3世ソビエスキが建設したヴィラヌフ宮殿における、左右対称に並置された白鷲（ポーランド）と騎手（リトアニア）のファサード装飾はそうした一例である（図11）。18世紀のポーランド＝ザクセン同君連合の時期にも、ポーランドとリトアニアの政治的連携と共にこうした図像伝統も維持され、結果として、ポーランドにおいては、ポーランド、リトアニア、ザクセンの三国がそれぞれ別個の存在として表象されることもしばしばあった。その一方、同君連合期のザクセンでは、ポーランドとリトアニアの二国の並列的関係性は重視されず、君主の肩書として通常「ザクセン選帝侯」と「ポーランド国王」は併記されるものの、「リトアニア大公」が省略されることはままあった。ザクセン向けに制作された美術作品も同様に、ポーランド＝リトアニア共和国はまとめて一つの「ポーランド」という国として表象されるのが一般的であり、「リトアニア」が単独で表象されることはな

かった。この時期のザクセンとポーランドの硬貨の図案には、両国の美術政策の方針の違いが顕著に表れている。同一の製造所で製作されながらも、ザクセン硬貨には、ポーランドとリトアニアとザクセンの紋章を三つ巴で描いたポーランド硬貨の図案（図12）は存在せず、ポーランド＝リトアニア共和国とザクセンの紋章の並置か、ポーランド＝リトアニア共和国の紋章の中央にザクセンの紋章、の2種類の図案に終始している。このような比較分析から勘案するに、カナレットの《倒れたものは再び立ち上がる》には、従来指摘されてきたようなポーランド＝ザクセン連合ではなく、ポーランド＝リトアニア＝ザクセン連合の同盟関係が描かれた可能性が高い。

以上のように、同君連合期のポーランドの宮廷美術は、ザクセン出身の君主による綿密なイメージ戦略のもとに形成されたと言えるだろう。カナレットは、ドレスデンに居ながらにして、ワルシャワのポーランド宮廷のために、「ポーランド国王アウグスト3世」の美術政策に沿って、ポーランドの当時の政治的状況や固有の歴史的背景を考慮し、対作品を制作していた。これは、同君連合という特殊事情がもたらした宮廷芸術の二重性という一側面を示したものである。

４.「君主の肖像画」としてのワルシャワ景観画

アウグスト3世の1763年の死去の後、ポーランド国王に就任したのが、スタニスワフ・アウグストである。既に述べた通り、彼は若年期に西ヨーロッパに長期滞在しており、芸術的趣味も外国志向が非常に強かったことで知られる。彼の治世には、ワルシャワに多数の外国人芸術家が招聘され、宮廷芸術家として重用された。しかしながら、外国人芸術家を宮廷で重用する傾向は、18世紀後半、既に西ヨーロッパでは時代遅れになりつつあった。フランスやイギリスといった、ポーランド以西の諸国では、自国の芸術家の育成が優先され、外国人芸術家を雇用する場合であっても、彼らには教育者としての副次的役割が期待された。カナレットが長く宮廷画家を務めたドレスデンにおいても、1763年のアウグスト3世の死を機にこうした傾向が強まり、彼はドレスデンを去った。当初ロシアの女帝エカテリーナ2世からの雇用を期待してサンクト・ペテルブルクに向けて旅立ったが、その旅程でワルシャワに一時滞在し、その際にスタニスワフ・アウグストに請われて、ポーランドの宮廷画家となることを決断した。ここで明らかになるのは、ポーランド、あるいはロシアにおいても同様であるが、この時期依然として、外国人芸術家が宮廷芸術において重要な役割を果たしていたという点である。これは、18世紀後半のヨーロッパにおける中心と周縁の芸術趣味の差を顕著に示すものであり、同時に、この時期、多くのイタリアやフランスといった芸術の中心地の芸術家が、ヨーロッパの周縁地域へと向かった旅の主要な動機となるものであった。

スタニスワフ・アウグストは外国の芸術の中でも特にイタリアに対する関心が強く、毎週イタリア人宮廷芸術家のみを集めて昼食会を開催するほどであり、カナレットや、ドレスデンではカナレットと共にアウグスト3世の宮廷画家を務め、一足早くワルシャワに移った肖像画家マルチェッロ・バッチャレッリは、国王のお気に入りのイタリア人画家であった。国王は、バッチャレッリとカナレット、それにフランス人画家ジャン・バティスト・ピルマンの3人を自身の宮廷芸術の要と考えており、当時国王が注力していたウヤズドゥフ宮殿の改修の際、彼らの作品を個別展示するため、新たに3つの部屋を建設することを計画していた。最終的にこの計画は頓挫したものの、カナレットについてのみ、70年代にワルシャワ王宮の「カナレットの間」として実現していくことになる。

「カナレットの間」には現在23点の作品が展示されているが、1770年代に段階的に展示替えを繰り返しながら最終的に現在の配置となった。教会の礼拝堂に飾られる祭壇画やフレスコ画がそうであるように、一つの空間を装飾する際には、部屋全体の統一した装飾プログラムが構想されるのが一般的であったが、カナレットの連作についても当然そうした明確な構想があったと考えられる。スタニスワフ・アウグストの治世には、この部屋は元



図13.　ベルナルド・ベロット（通称カナレット）《スタニスワフ・アウグスト・ポニャトフスキの選挙》1778年、ワルシャワ王宮



図14.　ベルナルド・ベロット（通称カナレット）《プラガから見たワルシャワとヴィスワ川のパノラマ的眺め》1770年、ワルシャワ王宮

老院の控えの間として機能しており、外部の人間の入室が許可された最も重要な部屋であった。ここでは、国王領であるワルシャワとその近郊の景観画に占められた部屋を訪問した人々が、ポーランドの領地の広大さ、素晴らしさに圧倒されることが意図されたものとみられる。景観画という手段によって対外的にポーランドの繁栄と栄光を強調する、スタニスワフ・アウグスト独自の政治的プロパガンダであったと言えるだろう。

この連作の中で特に重要と考えられるのが、《スタニスワフ・アウグスト・ポニャトフスキの選挙》（図13）と《プラガから見たワルシャワとヴィスワ川のパノラマ的眺め》（図14）である。両作品は連作の中で最も大きなサイズであり、それに加えて、両作品が設置された部屋の最下段は鑑賞者の視線が集中する重要な位置であった。実際、両作品に関しては、カナレットにきわめて高額な報酬が支払われている。また、これらは室内に向かい合うように設置されており、地平線、高木、雲の位置などにおいて対称的な構図をとっていることからも勘案するに、対作品として構想されたことも明らかである。すなわち、この対作品が「カナレットの間」の装飾プログラム全体の要として機能していたと考えられる。

《スタニスワフ・アウグスト・ポニャトフスキの選挙》は、1764年9月7日に、シュラフタによる直接投票で行われたスタニスワフ・アウグストの国王選挙の様子を描いた作品であり、同時に、選挙場所となったワルシャワ近郊のヴォラの平原の景観画として仕上げられている。ポーランド時代のカナレットにおける決定的な変化として、馬のモチーフを強調する手法が挙げられる。彼は、ポーランドに活動拠点を定める以前は、馬を絵画モチーフとして取りあげたことはなかったが、ポーランド滞在中に制作された作品群においては、馬が構図上でもサイズにおいても大きな存在感を示している。馬そのものを主題とした作品を手がけている点も注目に値する。これはポーランド時代におけるカナレットの新たな傾向であり、その背景にはポーランドの歴史文化における馬の重要性があったことが考えられる。ポーランドは、バルト海貿易を通じて流入してきた東洋馬の繁殖に取り組んだ結果、近世期は良馬の産出地として知られ、18世紀当時もポーランド産の馬は全ヨーロッパで高い人気を博していた。ポーランド産の馬は軍馬として非常に優れており、ポーランドの戦争には欠かせない存在であったが、戦場だけでなく、ポーランドの繁栄を示唆するステイタス・シンボルとして、様々な公式行事においても馬が積極的に導入された。無数の馬が描かれたカナレットの選挙画もそうした側面を伝える一例であり、ポーランド時代のカナレットの作風の変化は、宮廷の意向に沿ったものであったことが窺われる。

本作品では、無数に描かれた馬の中でも、前景の中央に描かれた2頭の馬が際立っており、1頭の乗り手がもう1頭の、乗り手不在の馬を引っ張っている。従来、ポーランド国王の選挙画では、選挙の場面に焦点が当てられるため、選挙の結果決定される次期国王は当然その場には居合わないため描かれることはなく、カナレット作品も先例に従っている。しかしながら、カナレット作品では、乗り手不在の馬の左奥にプウォツク県知事のユゼフ・ポドスキと国王選出議会議長ユゼフ・ソスノフスキの文書の受け渡し場面が描かれ、既に新

国王が決定したことが強調されている点において類例を見ない。この受け渡しの場面は、最終的に「カナレットの間」を飾った第2ヴァージョンに新たに加筆された箇所であることから勘案するに、画家の創意に富んだ重要な叙述的要素であると考えられる。すなわち、この場面を通じて、乗り手不在の馬は、これから迎えに行く新国王のためのものであることが示唆されているのである。

また、ポーランドと西ヨーロッパとの間に存在した18世紀後半の美術的動向の地域差については既に言及したが、これには、西ヨーロッパでは既に時代遅れになっていたバロック趣味がポーランドでは存続していた点も含まれる。キエフ県知事フランチシェク・サレジ・ポトツキがドレスデン滞在中のカナレットに注文した作品に、既に西ヨーロッパでは批判の対象となっていたバロックの代表的彫刻家ジャン・ロレンツォ・ベルニーニの《アポロとダフネ》が描かれていることからもそれは明らかである（図15）。カナレットは、こうした芸術的趣味の地域差を背景に、前景に描かれた乗り手不在の馬に、バロック期のヨーロッパの絶対君主の肖像画に頻繁に用いられていた、前足をあげる騎馬像の形式を採用した。この形式の肖像画は、17世紀のポーランド宮廷でヤン3世ソビエスキが政治的プロパガンダとして頻繁に利用していたものでもある（図16）。カナレットは、次期国王が画中に描かれない選挙画の伝統に即しながらも、乗り手不在の馬にバロック期の絶対君主の騎馬像の形式を採用することによって、不在の新国王の栄光と偉大さを暗示することに成功している。

これが意図的なものであったことは、対となる《プラガから見たワルシャワとヴィスワ川のパノラマ的眺め》によっても確認できる。本作品には、ヴィスワ川とその向こうに広がるプラガ地区の眺望の前景に、戸外で作品を制作中のカナレット自身と国王スタニスワフ・アウグストが描写されている。画中画が本作品そのものであるという絵画のメタ構造をとることにより、前景に鑑賞者の視線を集中させるきわめて巧妙な仕掛けとなっているが、前景のカナレットの傍らには腕を広げて自身の領地を誇示している国王スタニスワフ・アウグストの姿がある。選挙画とは異なり、本作品では不在ではなく実在の君主の肖



図15. ベルナルド・ベロット（通称カナレット）《フランチシェク・サレジ・ポトツキの肖像のあるカプリッチョ》1762-65年、エル・パソ美術館



図16. ポーランドの逸名画家《ヤン3世ソビエスキ騎馬像》1683年以降、ワルシャワ王宮

像が描かれている。すなわち、この2点の作品では、馬の重要性や西ヨーロッパ由来のバロック趣味の持続といったポーランド特有の文化的事情を反映させ、不在と実在の君主の肖像という対比を用いながら、国王スタニスワフ・アウグストの栄光が最大限に強調されているのである。2点を核としたワルシャワ王宮の「カナレットの間」の装飾プログラムは、そうしたポーランド国王の栄光とポーランドの繁栄を鑑賞者に印象づける、ポーランド宮廷における重要な政治的プロパガンダであった。

５．おわりに：西ヨーロッパとポーランドの融合

本報告では、カナレットの2組の対作品を中心に、アウグスト3世とスタニスワフ・アウグストという二代のポーランド国王の治世におけるポーランド宮廷芸術の特質を明らかにしてきた。18世紀のポーランドにおけるカナレットの意義は、単に西ヨーロッパの芸術文化をポーランドにもたらしただけでなく、本報告が強調してきたように、ポーランド固有の歴史文化に従ってこれを修正し、融合させた点にある。これは先行研究では看過されてきた側面であり、今後のカナレット研究においてさらに追及すべき課題である。

【参考文献】

Mieczysław Wallis, *Canaletto, malarz Warszawy*, Warszawa, 1959.

Stefan Kozakiewicz, *Bernardo Bellotto*, vol. 1-2, Recklinghausen, 1972.

Janina Ruszczycówna, “Ikonografia Jana Sobieskiego. Wybrane zagadnienia”, *Rocznik Museum Narodowego w Warszawie*, 26, 1982, pp. 209-308.

Wojciech Fijałkowski, “Chwała i sława króla Jana III”, in *Chwała i sława Jana III w sztuce i literaturze XVII-XX w.*, Warszawa, 1983, pp. 7-101.

Alberto Rizzi, *La Varsavia di Bellotto*, Milano, 1990.

Jerzy Malinowski, *Where East Meets West. Portrait of Personages of the Polish-Lithuanian Commonwealth 1576-1763*, Warsaw, 1993.

Ewa Łomnicka-Żakowska, *Graficzne portrety Augusta II i Augusta III wettynów*, Warszawa, 1997.

Marta Meclewska et al., *Pod jedną koroną: kultura i sztuka w czasach unii Polsko-Saskiej*, Warszawa, 1997.

Bożena Anna Kowalczyk - Monica da Cortà Fumei (eds.), *Bernardo Bellotto 1722-1780*, Venezia, 2001.

Ewa Łomnicka-Żakowska, “Wokół portretu Augusta III w stroju polskim czyli o akcesoriach portretowej propagandy sasów”, in J. A. Chroscicki - J. Guze (eds.), *Arx felicitates*, Warszawa, 2001, pp. 311-320.

Paweł Sadłej (ed.), *Bernardo Bellotto, sekrety jego malarstwo*, Warszawa, 2003.

Gregor J. M. Weber, “Dresden 1762: Bernardo Bellottos Allegorien zu Krieg und Frieden”, *Dresdener Kunstblätter*, 47, 2003, pp. 65-77.

Dominika Walawender-Musz (ed.), *Primus inter pares. The First among Equals – the Story of King Jan III*, Warsaw, 2013.

金沢文緒「現実と虚構のはざま―景観画家ベルナルド・ベロットと田園風景」、上村清雄監修『視覚のイコノグラフィア―〈トロンプ・ルイユ〉・横たわる美女・闇の発見』、ありな書房、2015年、pp. 181-220, 287-290.

ワールドユースデイ　ポーランド洗礼の遺産

ドロタ・ハワサ **Dorota Hałasa**（ジャーナリスト）



１．キリスト教ヨーロッパにおけるポーランドの1050年

まず、ポーランドの洗礼はどういうことだったのかと考えてみたいと思う。キリスト教は信仰である。信仰は心，精神で感じるものである。そのため、言葉で理路整然と説明することは難しい。

ポーランドは10世紀にキリスト教を国教としたわけだが、この時に完全にポーランドに根付いたわけではない。その後、数百年かけて、ポーランド人の精神に徐々に浸透していった。つまりポーランドのキリスト教受容はある時期の一過性のものではなく、長い年月をかけたプロセスだった。

キリスト教のことを簡単に紹介するために、日本で司祭として何年も、活動されたベルギー生まれのミシェル・クリスチャン神父の言葉を借りて、説明しよう。

キリスト教は自然宗教の要素を保ちながら、啓示宗教であり、歴史的宗教である。

自然宗教には多神教，シャーマニズム、アニミズム、汎信論などがあり、いずれも自然現象に対する畏れに基づいて成立している。自然宗教における神々というのは、大自然とその力を神格化したものである。その例としてギリシャやローマの宗教、日本の神道、アフリカの宗教、ゲルマン宗教などがある。ポーランドに住んでいた部族もミェシュコ１世が10世紀にキリスト教を受け入れる前は、そのような多神教の信仰を持っていた。

キリスト教の教義では、大自然とその力は唯一の神によって創造されたものである。自然は神の栄光の現れであるから大切にしなければならない。キリスト教の基本である聖書の旧約の創世記の最初に、「はじめに神は天と地とを創造された」と書いてある。キリスト教は自然を神の作り物として、尊重している。そのためにそれぞれの国の自然宗教に基づく習慣や儀式を取り込んで、吸収、同化を図るように努める。そのひとつの例はイエス・キリストの誕生を象徴するクリスマスツリーである。

啓示宗教とは、唯一の神からその教えを授かった宗教である。キリスト教の他にユダヤ教とイスラム教がこれに当たる。それに対して、例えば仏教は神秘的な体験による宗教であり、ブッダというある個人の悟りなどをもとに成立した信念である。キリスト教にも神秘的な体験と関係ある教えや神秘主義はある。



ワールドユースデイ、クラクフ2016年7月

キリスト教は歴史的な宗教である。キリスト教の他に歴史性を持つ宗教はユダヤ教である。イスラム教には歴史性がない。なぜかというと、イスラムによるとムハンマトが大天使ガブリエルを通して、直接神からコーランを授かり、その教えは絶対で普遍である。歴史観がない。

キリスト教によると、神が最初から常に人類の歴史に働きかけており、その歴史に大きな影響を及ぼしている。神が歴史に働きかけるという概念はユダヤ教から始まった。それまで、す

べての宗教は、神の働きかけは大自然に留まっていると考えられてきた。
キリスト教によると、歴史は未来に向かって進んでいくが、未来の終着点は「終末」である。それはこの世の終わりという意味だけではなく、むしろ完成で、「神の国」の実現である。だから恐れることではない。

2. キリスト教徒と教え

現時点（2015年）では、全世界にキリスト教信者は全体で約22億人いる。カトリックは約12億人、プロテスタント諸派は約3.5億人、正教会は約2.2億人、その他教派約3.9億人である。
残念なことに、キリスト教信者は世界で一番迫害されている人々である。Open Doors非営利組織によると、2016年だけで世界のキリスト教信者約1億人が自由に信仰を生きることができないか、拷問されたか、拷問を含めて命を落とした。キリスト教信者を迫害するのは特にイスラムの国や他のイスラム的なテログループや全体主義政権などである。
信者が一番多いカトリック教会は普遍の教会で、はっきりとした組織を持っている。全世界に12億人以上の信徒を有するカトリック教会の最高位聖職者はローマ司教で、全世界のカトリック教徒の精神的指導者であるローマ教皇だ。
キリスト教の教えは聖書に基づく。聖書は旧約と新約から成り立っている。旧約はユダヤ教と一緒である。カトリック教会によると、聖書は真の神からの教導権をもって 「神感によって書かれた書物で、神様が人あてに書いた手紙である」。聖書は、4世紀頃に公にキリスト教会の教権によって確定された
旧約は紀元前12世紀から２世紀まで、大体1000年かけて作られた書物である。神様が人間に様々な規則や掟などを伝え、予言者たちを通して、救い主のご誕生を約束された。救い主イエス様の降誕、十字架での死と復活は、すべては旧約に予言され、すべての予言は32歳のイエス・キリストの人生に実現した。紀元１世紀から２世紀にかけて、イエス・キリストの生涯や福音と呼ばれる言葉や活動についての事実などが、新約に纏められて、キリスト教の正典となった。
神様がイエス様を通して世界の人びとと旧約の代わりに、新しい約束を結んだ。イエス様の教えは愛、慈善、自由、平和と慈しみに基づいている。キリスト教の基本的な考え方は神とは「無条件の愛」である。神様が例外なしに、すべての人を自分の子供のように愛しているということである。マルコによる福音にイエス・キリストの言葉が書いてある:「心を尽くし、精神を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くし、力を尽くしあなたの神である主を愛しなさい。第二はこれである。あなたの隣人をあなた自分のように愛しなさい。これらにまさる戒めは、ほかにない」（マルコ　12, 30-31）[1]。
イエス様が自分の使徒に全世界の人に福音を告げるように言われた。
マルコによる福音書 16:15 に書いてある：そのとき、イエスは11人の弟子に現れて、言われた。「全世界に出て行って、すべての造られたものに福音を宣べ伝えなさい。信じてバプテイスマ（洗礼）を受ける者は、救われる。しかし、信じない者は罰に定められる」（マルコ　16, 15-16）[2]。
その言葉に基づいて1549年、フランシスコザビエルが来日して、日本のカトリック教会を創設したが、日本の権力は16世紀の終わりに、キリスト教を迫害の対象とした。
ヨーロッパでも４世紀の初めまでキリスト教信者への迫害が続いた。313年、ローマ帝国のコンスタンティヌス大帝は当時ローマ帝国の首都であったミラノで勅令を出し、キリスト教を公認した。380年にテオドシウス１世は、キリスト教をローマ帝国の国教と定めた。日曜日が全市民の休日となり、教会にはいろいろな特権が与えられた。例えば、当時の司

[1] ニューバイブル新約聖書、2012 年、日本国際ギデオン協会。
[2] 同上。

教は、その地域の知事と同じ権利を与えられていたので、知事を象徴する帽子、ミトラをかぶり、知事と同じ紫の服を着るようになった。教会と政治の一致はその後さまざまな弊害を生んだが、フランス革命まで続いた。

３．ポーランドとキリスト教


キュリロスとメトディオス宣教師

現在のポーランド国領で、6世紀までスラブ民族が定住し、8世紀までにいくつかの北西スラブ民族が諸国家を作った。9世紀の初め、ポーランド南部で、スラブ民族の王国モラヴィア王国が栄えていた。831年にその創設者であるモイミリ１世が洗礼を受けた。キリスト教は新宗教で、スラブ民族にはまだ熟知されていなかった。そのため、モラヴィア王国の主君だったロスチスラフ王子が860年ごろ、ローマ教皇ニコラウス１世に、自分の領域に司教を在住させるように依頼した。しかし、返事が来なかったため、東ローマ帝国のミカエル３世帝にスラブ語が話せる宣教師を送るように依頼した。

863年、東ローマ帝国のミカエル３世帝がモラヴィア王国に2人の宣教師を派遣した。スラブ語が分かるキュリロスとメトディオス宣教師だった。彼等がスラブ語を話し、活発な宣教活動を行った。885年ごろチェコのボジヴォイ王子がメトディオス神父から洗礼を受けた。

モラヴィア王国の次の主君であるスヴァトブルク１世の統治期間に、大モラヴィアの権威は頂点に達した。大モランヴィア王国は、南ポーランドに住むいくつかの部族、ヴィスワ部族などを攻撃し、統治するようになった。スヴァトブルク１世は、自分が統治する地域すべてをキリスト教の国にするとことを目指した。そのためヴィスワ部族の王子も880年ごろ洗礼を受けざるを得なかったと思われる。現在のクラクフが大モラヴィア王国の統治下になったので、キュリロスとメトディオスの宣教地となった可能性がある。実は、ポーランドの南部にあるシュヴィエントクシシュ県のヴィシリツァ市(Wiślica)で、9世紀の洗礼盤が発見された。

すると966年、当時ポーランド国の君主であるミェシュコが公式に洗礼を受ける前、ポーランドの南部に住む部族が東ローマ帝国の宣教師からキリスト教の教えを聞いて、洗礼を受けた部族がいたと可能性がある。キュリロスと一緒に宣教活動を行ったメトディス大司教が、聖書をスラブの言語に訳し、スラブ各部族や各国なでへキリスト教布教に貢献した。ポーランドの最初の主君である部族長ミェシュコの時代、つまり10世紀半ばごろ、商人であるIbrahim ibn Jakubの日記に「ミェシュコの国は豊かで広い国である。3,000人の軍人がいて、ミェシュコがその軍人と彼らの家族をおさめている」という記述がある。

ミェシュコはポーランドの王国ピアスト朝の創始者で、963年即位し、事実上の初代ポーランド王であった。965年、ミェシュコは北、西と南の方からの攻撃を恐れ、チェコのボレスワフ王子と同盟を結んでボレスワフの娘ドブラフカ妃と結婚した。ドブラフカは当時にして、かなりお年の嫁さんであった。彼女は熱心なカトリック信者として夫を回心に指導したと思われる。

クシシュトフ・オジュグ教授著作「966年、ポーランドの洗礼」によると、ミェシュコが７人の妻を持ったが、ドブラフカは彼等と別れないと彼女と結婚できないと伝えたため、ミェシュコが彼女の要望に従って、キリスト教の習慣を身に着けるように努力した。ドブラフカがミェシュコの行動に妥協しながら彼をキリスト教に導いた。966年ミェシュコが現在のポズナニかその周辺で洗礼を受けるようになって、2年後ヨルダン司教をポーランドに招いて、国民にキリスト教を宣教するように依頼した。



「ポーランドの洗礼1050周年」（記念紙幣）

ミェシュコはポーランドの君主として洗礼を受けた途端に、ポーランド国家は生まれた。ミェシュコが国の領土を確定するため戦い、990年ごろシロンスクとマウオポルスカを統合した。991年ミェシュコが統治するキリスト教国家であるポーランドをローマ教皇に奉じた。同時に、ミェシュコがポズナニを中心とし、グニェズノなどポズナニ周辺にいくつかの教会を建設させた。

４．大学教育

冒頭に申し上げたように、キリスト教の教えと文化を導入することは長年にわたるプロセスだった。ポーランドはキリスト教の国家として発展し、特に国の教育体制が発展した。1364年、カジミエシュ３世がクラクフでクラクフ大学（現在のヤギエウオ大学）を創設した。その大学はヨーロッパで一番古い大学の一つである。当時は、クラクフ大学は教皇領に属する宗教的な組織で、クラクフ司教が大学を監督した。初めに自由科目部いわゆるリベラル・アーツ、医学部とローマ法に基づいた法律部、3つの学部ができた。教皇が神学部を作る許可を与えなかった。


クラクフ大学

1384年、ハンガリー出身のヤドヴィガ妃がクラクフのヴァヴェル城でグニェズノの大司教にポーランドの王に祝別された。1400年にヤドヴィガ女王が自分の財産を大学に贈呈し、教皇に請願した結果、クラクフ大学は依願通り神学部を含めて、4つの学部から成立つ大学として復興された。当時、神学は学部門として一番重要な科目だと思われ、神学部のある大学は研究中心大学となっていた。

ヤドヴィガ女王は熱心なカトリック信者で、ヴァヴェル城の御堂の黒い十字架の前で祈っていた。クラクフ市民は彼女の道徳的な生活と慈善活動に感銘を受けた。ヤドヴィガ女王にはいくつかの奇蹟が起こったため、カトリック教会の聖人として公認された。


ヤドヴィガ女王



ニコラウス・コペルニクス、
Torunコペルニクス資料館



クラクフ、ヴァヴェル城

ヤドヴィガ女王のおかげで復興されたクラクフ大学が偉大な人物を育てた。その一人はニコラウス・コペルニクスだった。幼いころ、両親がなった、彼と兄弟を育てたのは、ポーランドの北部にあるヴァルミア （Warmia）地方のカトリック司教を務めたLucas Watzenrode叔父だった。コペルニクスの兄弟がカトリック司教になり、妹はベネディクト修道女会に入会した。ニコラウス・コペルニクスは1491年から1495年までクラクフ大学で自由科目を学習した。その後、叔父のそばで律修司祭を務めた。コペルニクスは天才だったと言っても可笑しくないだろう。天文学者として天文学史上大発見であった太陽中心説、地動説を唱えた他、医者、知事、長官、法学者でもあり、経済学者としても実績を残した。

５．一般教育の導入

カトリック教会はヨーロッパの教育の土台を形成し、一般教育を始めた。

1617年カトリック教会で聖人と公認された、聖ヨセフ・カラサンスJose de Calasanz（1557－1648）によって創立されたエスコラピオス修道会が作った小・中学校教育体制である。スペイン生まれのヨセフ・カラサンスは、1597年、ローマで貧しい子どもたちに無償教育を施すため学校「スコラ・ピア」を開いた。一般教育のない時代、ヨーロッパで初めて、無月謝教育体制を作った。

同修道会は青少年の人間的・キリスト教の精神に基づいた教育を通して、社会の刷新を図った。「幼い頃からの教育」の重要性を認めて、活動の重点を基礎的な教育とキリスト教要理の教育を目的とした小・中学校に置いた。社会に奉仕する人材育成育を目指し、一般教育の先駆者となった。恵まれない子どもたちをはじめとする青少年らの教育に特化した最初の修道会であった。「スコラ・ピア」の「開かれた、外に出て行く」精神によって、その活動がイタリア各地から、ヨーロッパ諸国、そして世界へと広がった。同修道会は、1950年に来日し、三重県の四日市にエスコラピオス学園　海星　中学校、高等学校を開いて、別のところに幼稚園を開いた。2016年エスコラピオス学園理事長を務めるのはポーランドのエスコラピオス修道会のアダム・クジャクAdam Kurzak神父である。

世界の初等教育創始者である聖ヨセフ・カラサンスは、「教育は人間を包括的な開発に導く手段で、個人的かつ社会的、そして精神的、宗教的な開発の役割と重要性を含んでいる」と言った。彼の教育理念は、どの国においても変わらず、「神さまを信じる心をもち、自分の信念を貫き通す強い忍耐力を持ち、そしてそれらが育つような豊かな心をつくるように」ということだった。

エスコラピオス学校で学習し、世界文明発展に貢献した人は少なくない。エスコラピオス学校卒業生の中に日本でも有名な人がいる。画家であるフランシスコ・ホセ・デ・ゴヤ、遺伝学のグレゴール・ヨハン・メンデル、作曲家のヴォルフガング・アマデウス・モーツァルト、フランツ・ペーター・シューベルト、フランツ・ヨーゼフ・ハイドン、スペインの建築家アントニオ・ガウディなどである。ポーランドでエスコラピオス学校の卒業生の中に作曲家のスタニスワフ・モニューシュコ、軍人のタデウシュ・コシチュシュコや音楽



エスコラピオス修道会の教会、クラクフ

家のヴオイシエフ・ボグスワフスキなどの名前が並べ立てれられる。

1642年、ヴワディスワフ四世ポーランドの王の尽力のおかげでエスコラピオス修道会がポーランドに入って、著しい活動をしはじめた。エスコラピオス修道院はワルシャワ、クラクフ、ポドリニツェ、ジェシュフなどの四カ所に建てられた。同修道会が運営する小・中学校も建設された。ポーランドの子供に宗教、人種、社会地位と関係なく、ユダヤ教の子供、ロマ（ジプシー）の子供、貧しい子供など皆一緒に学校で学習するチャンスが与えられた。1738年、ワルシャワのエスコラピオス学校に生徒が1,050人もいた。当時、そのような学校がポーランド全国に十カ所にあった。

聖ヨセフ・カラサンスの事業を受け継いだのは、ポーランドのスタニスワフ・ヒエロニム・コナルスキ神父（1700－1773）だった。コナルスキ神父は「教育は無償で与えるべき」というカラサンスの考え方をもとにして、新しい法律にのっとって、教育の改善を促した。コナルスキ神父は1740年ワルシャワにCollegium Nobillumとういう学院を創設し、貴族の子供が責任をもって将来、道徳に基づいて国の政治を行うことができるような教育をさせることを目指した。彼の教育改革提案は国のために良い市民を育つという考えだった。学校の科目として、歴史、哲学と法律、地理学、政治学、思想と外国語などが教えられた。コナルスキ神父の教育基準を用意する活動が1773年、国民教育委員会 (Komisja Edukacji Narodowej)、世界初の文部省と言える政府教育行政機関創設に繋がった。


スタニスワフ・ヒエロニム・コナルスキ神父

1791年ポーランドが5月3日世界の第2番目の国として憲法を発布したとき、国会議会議員の100人以上は、エスコラピオスの学校の卒業生だった。

当時、スタニスワフ・アウグスト・ポニャトフスキポーランドの王がコナルスキ神父にSapere auso「サペレ・アウソ」、いわゆる「恐れず、勇気をもって、知恵を持つ人」という名誉称号を与えた。コナルスキ神父はとても幅広い教育改革を目指した。残念なことに、18世紀の後半に、ロシア、プルシャ、オーストリアにより、ポーランドが分割され国はなくなり、学校は閉鎖され、修道会は廃業させられ、エスコラピオスの修道者たちは、シベリアに追放され、多くの方々が迫害にあった。


エスコラピオス修道会が運営する高等学校、クラクフ

６．ポーランドの教皇ヨハネ・パウロ二世



教皇ヨハネ・パウロ二世

1978年10月16日、ポーランドの大枢機卿カロル・ヴォイティワが第264代目のローマ教皇に選出された。教皇としてヨハネ・パウロ二世という名前を選んだ。

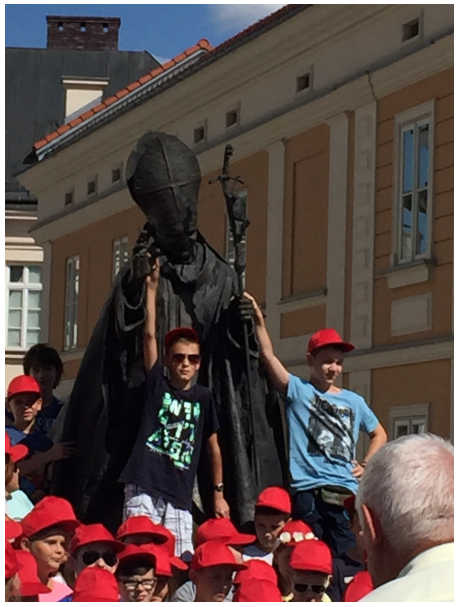
教皇としてヨハネ・パウロ二世は、第２バチカン公会議の精神を引き継ぎ、新しい福音宣教を推進し、青少年、家族、病者、女性、職業人など様々な立場の人にキリスト者としての自覚を促した。冷戦末期において、世界平和と戦争反対への呼びかけ、国や民族、宗教を超えた対話を目指した教皇は、平和の使者として積極的に日本を含めて、世界各国を歴訪し、多くの政治リーダー、諸宗教の指導者との会見を持った。他宗教や文化との対話を呼びかけたことは宗教の枠を超えて現代世界全体に大きな影響を与え、多くの信者・宗教関係者から尊敬された。

ヨハネ・パウロ二世が1979年、6月2日登位後、初めて、共産党独裁にあった祖国ポーランドを訪問した。聖霊降臨、いわゆるペンテコステというカトリック教会の祝祭日に首都のワルシャワの勝利広場で説教をし、「聖霊きてください、その土地の様子を変えてください」という言葉で終わった聖霊とは、神の活動する力のことです。「聖霊きてください、その土地の様子を変えてください」。その言葉が大きな拍手で迎えられた。その説教と最後の言葉が、1979年、ポーランドの現代史の転換期をもたらした。



教皇ヨハネ・パウロ二世になったカロル・ヴォイティワ司教の資料館、クラクフ

共産党のプロパガンダによると、イエス様が死んで、宗教は時代遅れで、人を支える役割をしていないということだった。それに対してヨハネ・パウロ二世のメッセージが、イエス様が復活し、私達に希望をもたらしたというメッセージだった。教皇のメッセージを聞いた大勢の人がそれを把握し、教皇の言葉に同意し、感謝の気持ちいっぱいで大きな拍手をした。ヨハネ・パウロ二世がそのように民主化活動の精神的支柱として大事な役割を果たした。



教皇ヨハネ・パウロ二世の銅像を囲む若者、ヴァドヴィツェ

ヨハネ・パウロ二世が大学の先生をしていた。クラクフ大神学校、および、ルブリンカトリック大学神学部にて倫理神学教授をしていた。学生との接触をとても大切にしていた。大学先生として、司祭として若者と登山したりして、遠足に出かけたりして、授業の時だけではなくて、大学外でも若い人の世話をしていた。

1984年、ヨハネ・パウロ二世が、青年たちにローマへと集まるように呼びかけた。その後、毎年「受難の主日（枝の主日）復活祭いわゆるイスター祭の一週間前の日曜日」が「世界青年の日」と定められ、2～3年ごとに世界各地での世界大会が開催されるようになった。ワールドユースデイは、

世界中の青年がイエス・キリストにおける信仰を表すために、教皇と司教、司祭、カテキスタと共に1つの場所に集まる国際的な大会である。

最初のワールドユースデイは、イタリアのローマで1984年4月に教皇に開催され、30万人の若者が参加した。そのあとはアルゼンチン、スペイン、ポーランド、アメリカ、1995年はマニラで開催され、そのとき500万人の若者が集まった。世界で一番大勢の人が集まった集会だった。ヨハネ・パウロ二世が1997年パリでワールドユースデイを開催したいと言ったとき、当時彼のバチカンの相談役を務めた司祭が、止めた方がいいと答えた。フランスの若者は宗教をあまり大切にしないからである。教皇はそれでも、ワールドユースデイをパリで開催したいと言った。皆が驚いたが、1997年パリで120万人の若者がヨハネ・パウロ二世を囲んで集まった。

7．ポーランドで開催されたワールドユースデイ



クラクフ、ワールドユースデーの広告

2016年、7月26日から31日まで、ワールドユースデイがポーランドの古都クラクフで開催された。テロのリスクへの警告がアメリカやフランスに発せられたにもかかわらず、世界の187ヶ国や地域から青年カトリック信者が350万人も集まった。日本から200人以上の若い人が参加した。日本の司教5人を含めて、世界各国の司教が900人ポーランドに来た。

私はもう若者ではないが、ちょうどポーランドに帰った時期だったので、二回フランシスコ教皇のお祈り会やミサに預かった。

7月22日、日本からポーランドへ乗り継いで行ったが、ポーランド行きの飛行機は満員で、空港のパスポート検査の方に、ワールドユースデイの参加者が毎日大勢来ると言われた。ワールドユースデイは、毎回集会のテーマが決められて、2016年のテーマは：「あわれみ深い人々は、幸いである、その人たちはあわれみを受ける」（マタイ5・7）マタイによる福音の言葉だった。クラクフに着いたら、自分の国の国旗を振りながら市内を歩く世界各国から集まった若者たちを見て、世の中が混乱する中、カトリック教会が若者にアピールすることはたくさんあると再確認した。

フランシスコ教皇は「世界青年の日」を創設した聖ヨハネ・パウロ２世に感謝し、民族・文化・言語の違いを乗り越え、「イエスがわたしたちの間におられる」ことを祝うために集った若者たちを同教皇は天国から見守っておられると話した。

7月28日は奇跡で知られている黒いマドンナのイコンが収蔵されるチェンストホヴァで、ポーランド宣教1050年を記念と感謝するミサが教皇フランシスコに捧げられた。会場はポーランド人だけではなくて、世界各国の参加者で埋まった。ワールドユースデイに参加する若者も多くて、とてもいい雰囲気だった。



フランス国旗で体を包んだ若者



チェンストホヴァのヤスナ・グラ教会



クラクフ、ブオニエ、十字架の道行き



クラクフを歩く若者



シリアでの平和を呼びかけるポルトガルの若者

７月29日夕、教皇フランシスコは、若者たちととり行われる十字架の道行きの祈りにも参加した。その祈りはクラクフのブオニエの野外イベント場で行われました。会場が100万人以上の若者で埋まった。人が大勢だったので、クラクフの旧市街からブオニエまで、一時間以上歩かなければならなかった。若い人たちが道を埋まったので、バスとトラムが止まった。会場まで歩く若者が自分の国の国旗を振ったり、まとったりして元気を出して、歌ったりして歩いていた。クラクフ市内にすごい人数が集まったため、順番を待たなければならない時でも不満な顔をせず、文句言わず皆が辛抱づよく、順番を待つと見て感動した。街の雰囲気がとてもよくて、町を警備する警察や軍隊がとても親切に人を指導した。

ブオニエの「いつくしみの道行き」のテーマで、参加者らはイエスのいつくしみの愛を黙想し、「旅人に宿を貸す」「飢えた人々に食べ物を与える」「罪人に忠告する」「苦しむ人を慰める」などの、14のいつくしみの業に思いを巡らせた。十字架の道行きの祈りの各留では、世界各地でいつくしみの業を行う様々なカトリック教会系団体や修道会がビデオで紹介され、さらに、舞台で現代舞踏のパフォーマンスが行われた。

カトリック教会は世界で一番大きい慈善組織である。ポーランドだけで、カトリック教会が経営する慈善組織が800団体ほどあり、300万人の人、貧しい人子供、身体障害者、ホームレスなどが慈善活動の対象となっている。日本にもキリスト教の信者が少ないのに、キリスト教の慈善活動が大きい。

フランシスコ教皇がずいぶん前から私たちの目の前に第三世界大戦が展開していると何回も繰り返した。お祈りのとき「わたしの愛する国、シリアのためにどうか祈ってください」というアレッポの女性の叫びを深く受け止めた教皇は、苦しみや戦争を生きる若者たちの存在は、新聞記事の中の遠い世界の話ではないと強調し、これらの人々は、一人ひとりが名前と顔と背景を持ち、わたしたちの間にいて、わたしたちに祈りを求めていると話した。

若者の不安に答えて、教皇は説教の中に、神はどこにいるのか。世界に悪があるのなら、神はどこにいるのか。人々は飢え、渇き、家もなく、難民となって追われ、多くの無実の人が暴力やテロや戦争の犠牲となり、病気が人生や愛情の絆をゆるがし、子どもたちが搾取されてい

る世界で、神はどこにいると言えるのか」と問いた。「それに対するイエスの答えとして、「神は彼らの中にいるのです」と説いた。「イエスは彼らの中におられ、彼らと共に苦しみ、彼ら一人ひとりのアイデンティティを深く帯びておられます。イエスはこうして彼らと一致され、ほとんど彼らと一体化されているのです。」

ブオニエの祈りの時、世界中の若者がひとつになり、二時間くらいひざまずいたり、黙想したりして、注意深く教皇の言葉を聞いていた。退屈する顔が見えなかった。会場にいた人たちが教皇の話に集中し、興味深く聞いていた。若い人たちが指導を探しているとよく分かった。


シリアのための祈り

クラクフ市内は、世界各国から集まった若者たちが母国の旗や、フランシスコ教皇の顔の旗、バチカンの旗を振って町の中を歩き、市内に点在する教会で熱心に祈り、教会の門の外では車座になってギターの伴奏で母国の言葉で聖歌を歌い、ワールドユースデイを楽しんだ。


教皇ヨハネ・パウロ二世について話す教皇フランシスコ、クラクフ

７月31日、クラクフ郊外の「いつくしみのキャンパス」で教皇フランシスコにとり行われた閉会ミサには、およそ200万人が参加した。教皇はこのミサで、イエスに信頼し、世界を変えようと呼びかけ、正義と平和に満ちた社会の構築に参加するよう、若者たちを励ました。閉会前夜教皇は若者たちへの言葉で、安楽に何も考えずに生きることをやめ、座っているソファから立ち上がって、自分の足跡を刻む生き方、兄弟愛の橋を架ける生き方を選ぶよう訴えた。

クラクフを歩いて、若者を見て感動した。町が世界各国から来た、若くて元気な人たちに溢れた。若者がそんなに集まる集会を見たことがない。お互いのことが知らない人が一緒になって、仲良く、明るく付き合うことができると思わなかった。

クラクフが人でいっぱいになって、道を簡単に渡ることができなくて、いろいろなところに順番を待たなければならなかったにも関わらず、不満な声を聴いたことがないし、危険性を全く感じられなかった。元気いっぱい、明るい若者が世の中にたくさんいると確認し安心した。夜、クラクフを歩くと歌を歌ったり、舞台に立ってコンサートをしたり、話をして笑ったりする若い人たちの顔を見て、新聞で読むこと、テレビで見るニュースと全く違う世界があると強く感じた。


ブジェギ、ミサ

日本の参加者の感想が感じたことを一番よく表すと思う。

「僕はワールドユースデイに来るまでは、この世の行く末は暗澹たるものだと、悲観的な視点でこの世界を見つめていたが、ワードユースデイから帰ってきた今、再び世界に希望を持っている。僕は今まで、世界に満ちている無情さ、傲慢さ、冷酷さにしか目をむけていなかった。だが世界にはまだ

こんなに宝物があるではないか。世界はまだ大丈夫だ！世界にはまだ希望がある！今の僕は声高にこう言える。だが、今は花が咲いていても、未来に芽生えるであろう希望に水を与えるか殺すかは、すべて今の我々と、未来の人類の手にかかっているのだ。世界はこれからもよりよい進化へ歩み続けなければならない。」（中西尚喜）



クラクフを歩く日本の若者

2016年度会議写真


est 966
ŁŁ POLSKI






Chrzest 966


ポーランド広報文化センター
INSTYTUT POLSKI TOKIO








ポーランド広報文化センター
INSTYTUT POLSKI TOKIO








ポーランド広報文化センター






















一般受付

執筆者紹介（執筆順）

梶 さやか（かじ さやか）　岩手大学人文社会科学部准教授
京都大学文学部、京都大学大学院文学研究科修士課程、ワルシャワ大学法行政学部（留学）を経て、2011年京都大学大学院文学研究科博士後期課程修了。博士（文学）。2013年4月～現職。専門はポーランド・リトアニア・ベラルーシ地域の近代史。主な著書に『ポーランド国歌と近代史――ドンブロフスキのマズレク』（群像社、2016）、『ロシア帝国の民族知識人――大学・学知・ネットワーク』（共著、昭和堂、2014）、Kintančios Lietuvos visuomenė: Struktūros, veikėjai, idėjos (共著、Lietuvos istorijos institutas, 2015)、『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題――ナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤』（共著、ミネルヴァ書房、2017）が、訳書に『リトアニアの歴史』（共訳、明石書店、2018）がある。

荒木　勝（あらき　まさる）　前岡山大学理事・副学長
1973年、名古屋大学法学部卒。岡山大学法学部助教授、同教授を経て、2004年より岡山大学大学院社会文化科学研究科教授。2011年より2017年まで岡山大学理事・副学長。1982～1984年に在外研究でポーランド科学アカデミー客員研究員。学術博士PhD。専門は、アリストテレスを中心とした政治学、ポーランド年代記研究。著書に『アリストテレス政治哲学の重層性』（創文社、2011）。翻訳・解説に『匿名のガル年代記　中世ポーランドの年代記』（麻生出版、2015年）など。

金沢 文緒（かなざわ　ふみお）　岩手大学教育学部准教授
東京大学大学院人文社会系研究科博士課程、日本学術振興会特別研究員（DC、PD）を経て、岩手大学准教授（美術史）。2000～01年ワルシャワ大学留学、2006～07年イタリア政府給費留学生としてパドヴァ大学留学。専門は西洋美術史。ヨーロッパ社会における風景画の成立、18世紀ドレスデンにおけるイタリア絵画受容、芸術家のヨーロッパ内移動など、地域横断的な研究に取り組んでいる。主な著書に『美術と都市―アカデミー・サロン・コレクション』（2014）、『絵画と表象―ガブリエル・デストレからユベール・ロベールへ』（2015）、『視覚のイコノグラフィア―〈トロンプ・ルイユ〉・横たわる美女・闇の発見』（2015）（いずれも共著）。また『ポーランドの至宝―レンブラントと珠玉の王室コレクション』（展覧会カタログ、2010）の翻訳を担当。

Dorota Hałasa（ドロタ・ハワサ）　ジャーナリスト
1989年、ワルシャワ大学日本学科修士課程修了。1990－1995年、西武百貨店本部販売促進部、同社池袋店販売促進部に勤務。1995年、西武百貨店を退職しジャーナリストに。日本語で取材した情報を、ポーランドの各種メディアで報道。日本及び東アジアの政治、経済、社会、文化が主な取材テーマ。ポーランド通信社、ＢＢＣ国際ラジオ・ポーランド局、*Rzeczpospolita*(共和国新聞)紙、ポーランド・ラジオなどが主要な情報発信メディアで報道。2009年イタリア放送協会主催の国際番組コンクールにポーランド人女性作曲家ボンダジェフスカを取り上げたドキュメンタリー番組を出品。最高賞「イタリア賞」受賞。著書に、*Życie codzienne w Tokio*（「東京の日常生活」、2003年刊）、 *Chrystus w kraju samurajów*（「サムライの国のキリスト」、2016年刊）。

「フォーラム・ポーランド」設立趣意書

21世紀に入り、ＥＵ加盟をはたしたポーランドと日本との間では、学術、文化、芸術、経済など、あらゆる分野において交流はこれまで以上に広がり、かつ深まりつつあるように思われます。こうした交流の進展に伴い、ポーランドに関する、分野を越えた情報交換やより学際的な研究の必要性が感じられるようになってきました。現在そうした場やネットワークは十分に整っていません。ポーランド側としても、そうした環境がないために私たちに適切な形で情報を伝達することに困難を感じています。

フォーラム・ポーランドは、ポーランド大使館の協力と支援を受けて、こうしたネットワークを構築し、交流の場を築くために設立するものです。具体的には、

（１）年に一回シンポジウムを開催し、各分野における研究の成果や動向に関する情報を交換し、交流をはかるとともに、若手研究者や若手藝術家を支援・育成するための場とする

（２）メーリングリストおよびホームページを整備して、日本におけるポーランド関係の情報や出版、会合、その他の催しに関する情報を交換すると同時に、ポーランドや他の地域で催されるポーランド関連の学会や国際会議などの催事について案内する

（３）シンポジウムの記録を始め、有益な情報や記事・論文を掲載するオンライン・ジャーナルを発行する

――といった活動を行います。

フォーラム・ポーランドは、理事会等の代表組織を置かず、緩やかなネットワークとし、会費を取らず、参加はメーリングリスト（POLISH STUDIES NETWORK: PSN）への任意の登録または登録解除をもって行います。ただし、将来的にはホームページとメーリングリストの維持・管理および様々な事務的作業を行う事務局、オンライン・ジャーナルの発行を行う編集部を設置したいと考えております。

日本とポーランドとの広い分野における相互交流を深め、学際的な活動を活性化し、分野横断的な人的交流と人材育成を推進するため、多くの方々の積極的な参加を期待いたします。

2005年7月15日

世話人
東京外国語大学　関口時正
岡山大学　　田口雅弘

ホームページ：　フォーラム・ポーランド http://www.forumpoland.org
E-mail:　info@forumpoland.org

FORUM “POLAND” / FORUM „POLSKA”

5 lipca 2005

Nazwa projektu: FORUM “POLAND” / FORUM „POLSKA” / **フォーラム・ポーランド**

Cele:

1) Zbudowanie efektywnego system przekazu informacji o Polsce i z Polski na terenie Japonii;
2) Stwarzanie możliwości spotkań, interdyscyplinarnych dyskusji, wymiany informacji i doświadczeń między ludźmi nauki, kultury i biznesu, zawodowo czy też prywatnie związanymi z Polską, a działającymi w różnych dziedzinach;

Działalność:

1) Organizowanie dorocznej konferencji;
2) Prowadzenie „news group” w nowo utworzonej na podstawie dotychczasowej listy „Polish Studies Network”, największej w Japonii sieci zamkniętej dot. spraw polskich (ponad 500 abonentów);
3) Sporządzenie bazy danych specjalistów, najważniejszych, najaktywniej działających osób w dziedzinach związanych z Polską;
3) Prowadzenie własnej strony internetowej „Forum POLAND”;
4) Redagowanie i wydawanie własnego pisma internetowego „Forum POLAND”;
5) Przekazywanie poprzez powyższe media informacji na temat: konferencji naukowych, kongresów, imprez kulturalnych itp. mających się odbyć w świecie.

Biura:

1) Gabinet prof. Masahiro Taguchiego na Uniw. w Okayamie – do spraw: strony internetowej, news group i konferencji;
2) Gabinet prof. Tokimasy Sekiguchiego na Uniw. Studiów Międzynarodowych w Tokio – do spraw: redagowania internetowego pisma „Forum POLAND”.

Strona internetowa: „FORUM POLSKA” http://www.forumpoland.org/
E-mail: info@forumpoland.org

NPO法人フォーラム･ポーランド組織委員会の概要

名称 特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会
英語表記：The Organizing Committee for FORUM POLAND
ポーランド語表記：Komitet Organizacyjny FORUM POLSKA
設立 2008年（平成２０）年１月１７日
所在地　東京都大田区山王一丁目３６番２６号
代表者　関口時正　役員 理事3名　監事1名　委員 10名

目的

この法人は、ポーランドに関心を抱く日本人に対し、同国の文化・歴史・政治・経済・芸術等に関する情報提供を行い、それらテーマに関する各種会議・発表会等の機会を企画・提供すること、また両国の活発な交流を困難にしている一因でもあるポーランド語の普及教育活動および通訳･翻訳者の紹介等を行い、日本とポーランド両国のより広い交流、深い理解に寄与することを目的とする。

この法人は、この目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動
(2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(3) 国際協力の活動

この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) ポーランドに関するあらゆる情報を､インターネットホームページ等を通じて広く発信する事業
(2) ポーランドに関するテーマを扱った講演会・研究会の企画・運営事業
(3) 前項にて実施された各種会議の議事録・研究発表・論文等の出版・販売事業
(4) ポーランドの有識者・芸術家等の招聘事業
(5) ポーランドの文化・芸術を紹介・発表する各種イベントの企画・運営事業
(6) ポーランド語教育振興に関する事業
(7) ポーランド語通訳・翻訳者の育成・登録・派遣事業
(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

KOFP設立の経緯

フォーラム・ポーランドは、2005年、関口時正と田口雅弘が世話人となり、理事会等の代表組織を置かず、会費もとらず、参加はメーリングリスト（POLISH STUDIES NETWORK: PSN）への任意の登録または登録解除をもって行う、年１回の会議開催を中心とする、ポーランドにかかわるあらゆる人々が集うことのできる、緩やかな学際的、異業種交流会的ネットワークとして発足しました。

その後フォーラム・ポーランドは、毎年全国会議を行い、会議録の発刊、ポーランド語（教養）コンテストの開催、各種講演会、ポーランド語能力国家検定のサポート、そしてポータルサイト「ポーランド情報館」の運営などを行ってきました。

2007年、活動の活性化に伴って、組織主体や責任体制を明確にする必要性（ポーランド側から日ポ学術・文化交流の窓口として扱われている)、財務体制を明確にする必要性（寄付を受ける可能性、教育・研修や出版事業を行う可能性など）が出てきました。

そこで、事務局として作業をする運営母体のみを、十数名程度からなる最小限の法人として登録し、従来のネットワークはそのまま維持する体制への移行を検討｡2007年秋に特定非営利活動法人(NPO)の申請を行い、2008年1月、内閣府から認証されたものです。なお、理事はすべて無報酬のボランティアとして活動しています。

フォーラム・ポーランド組織委員会メンバー

平成29年10月1日現在

代表　　関口時正（東京外国語大学名誉教授）
副代表　田口雅弘（岡山大学大学院社会文化科学研究科教授）
事務局長　平岩理恵（桜美林大学オープンカレッジ講師）
監事　　白木太一（大正大学文学部教授）

（５０音順）
委員　赤津光一（元日本貿易振興機構(JETRO)ワルシャワ事務所長）
委員　石原伸幸（外務省）
委員　伊藤嘉一（元国際協力機構(JICA)ポーランド事務所長）
委員　今村能(ポーランド国立歌劇場指揮者)
委員　加須屋明子（京都市立芸術大学大学院美術研究科教授）
委員　久山宏一（東京外国語大学非常勤講師）
委員　小早川朗子（桜美林大学芸術文化学群准教授）
委員　杉浦綾（ポーランド広報文化センター事務局）
委員　藤井和夫（関西学院大学経済学部教授）
委員　三井レナータ（ポーランド語通訳・翻訳家）
委員　森田耕司（東京外国語大学大学院総合国際学研究院准教授）
委員　吉岡潤（津田塾大学学芸学部国際関係学科教授）

特定非営利活動法人　フォーラム・ポーランド組織委員会定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会（英語表記：The Organizing Committee for FORUM POLAND、ポーランド語表記：Komitet Organizacyjny FORUM POLSKA）という。

（事務所）
第２条　この法人は、事務所東京都大田区山王一丁目３６番２６号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、ポーランドに関心を抱く日本人に対し、同国の文化・歴史・政治・経済・芸術等に関する情報提供を行い、それらテーマに関する各種会議・発表会等の機会を企画・提供すること、また両国の活発な交流を困難にしている一因でもあるポーランド語の普及教育活動および通訳・翻訳者の紹介等を行い、日本とポーランド両国のより広い交流、深い理解に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 社会教育の推進を図る活動
(2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(3) 国際協力の活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
(1) ポーランドに関するあらゆる情報を、インターネットホームページ等を通じて広く発信する事業
(2) ポーランドに関するテーマを扱った講演会・研究会の企画・運営事業
(3) 前項にて実施された各種会議の議事録・研究発表・論文等の出版・販売事業
(4) ポーランドの有識者・芸術家等の招聘事業
(5) ポーランドの文化・芸術を紹介・発表する各種イベントの企画・運営事業
(6) ポーランド語教育振興に関する事業
(7) ポーランド語通訳・翻訳者の育成・登録・派遣事業
(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人、及び団体。
(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同して活動の補助及び後援をしようと入会した個人、及び団体等。

（入会）
第７条　会員の入会については、この法人の目的に賛同し、積極的に活動に参加すること以外、特に条件を定めない。
２　正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第８条　正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して会費を２年以上滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

（退会）
第10条　正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第11条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第12条　既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（役員の種別及び定数）
第13条　この法人に次の役員を置く。
(1) 理事　３人
(2) 監事　１人
２　理事のうち、１人を代表、１人を副代表とする。

（選任等）
第14条　理事及び監事は、理事会において選任する。
２　代表及び副代表は、理事の互選により定める。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第15条　代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときはその職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任、又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

（職員）
第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
２　職員は、代表が任免する。

第５章　総会

（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第23条　総会は、以下の事項について議決する
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業報告及び収支決算
(5) その他運営に関する重要事項

（開催）
第24条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 法第18条第4項の規定に基づき、監事から招集があったとき。

（招集）
第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、代表が招集する。
２　代表は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）
第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
(4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(5) 入会金及び会費の額
(6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(7) 事務局の組織及び運営
(8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第33条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 代表が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面等により招集の請求があったとき。
(3) 法第18条第５号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第34条　理事会は、代表が招集する。
２　代表は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第35条　理事会の議長は、代表がこれにあたる。

（理事会の議決）
第36条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄附金品
(4) 財産から生ずる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（資産の区分）
第40条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）
第41条　この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

（会計の原則）
第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第43条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び収支予算）
第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第47条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第48条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第49条　この法人の事業年度は、毎年９月１日に始まり、翌年８月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第50条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第51条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、軽微な時候として法第25条第３項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
(1)主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
(2)資産に関する事項
(3)公告の方法

（解散）
第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)正会員の欠亡
(4)合併
(5)破産
(6)所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第53条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡されるものとする。

（合併）
第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第55条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページ上に掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）
第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事 代表　　関口 時正
理事 副代表　　田口 雅弘
理事　　平岩 理恵
監事　　白木 太一

３　この法人の設立当初の役員は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から2009年10月31日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2008年8月31日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)　正会員会費　　0円
(2)　賛助会員会費　　法人 10,000円（一口以上）
　　個人　5,000円（一口以上）

附　則

１　この定款は、2010年6月2日から施行する。

この定款は、特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会の定款に相違ないことを証します。

特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会　理事　　関　口　時　正

賛助会員の募集

日頃フォーラム・ポーランドの活動にご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。今年度も以下の要領で賛助会員を募集いたします。今後ともご支援賜りたくよろしくお願いいたします。

（１）会員期間――　毎年の9月1日～翌年の8月31日

（２）賛助会費――　個人　5,000円（１口）　法人 10,000円（１口）

（３）特典

＊全国大会に無料でご招待。

＊KOFPが企画・編纂する近刊書、およびKOFPが提供するポーランド関連の図書資料・イベントなどから賛助会費1口につき1点を無料で進呈します。

（４）お申し込み方法――下記事項をメールにてforumpoland2016@gmail.com　までご送信いただくと同時に会費のお振込みをお願いいたします。継続の方は年会費のお振込みのみをもって会員資格の自動延長とさせていただきます。ただしご登録内容（下記の項目のいずれか）に変更がある場合はメールあるいは郵便にてご一報下さい。

1.お名前（よみがな）
2.郵便番号とご住所
3.電話番号
4.ご専門・関心分野・肩書
5.口数　（　　）口
6.ご希望の特典
（特典一覧より第3希望までご選択ください）

お振込先：
ゆうちょ銀行
口座番号：００１８０－３－４６６１３６
加入者名：特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会
カナ氏名：トクヒ）フォーラムポーランドソシキイインカイ
※他行からのお振込の場合は口座番号が次のとおりとなります
支店番号：〇一九（読み：ゼロイチキュウ）　口座番号：当座０４６６１３６

――――――――――――――――――――――――

特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会
〒143-0023東京都大田区山王一丁目３６番２６号
E-mail: info@forumpoland.org
URL: http://www.forumpoland.org/

フォーラム・ポーランド会議録バックナンバー一覧

『フォーラム・ポーランド2005-2006会議録』（2007.4.20刊）　第1～2合併号

「《ヨーロッパへの回帰》をめぐって」

今村　能　　「《ヨーロッパ回帰》のポーランド楽壇」
兵藤長雄　　「《ヨーロッパ回帰》の夢と現実」
加須屋明子　「ポーランド現代美術における《ヨーロッパ回帰》」
小森田秋夫　「《ヨーロッパ回帰》のなかの政党システム」
小山　哲　　「サルマチア――《ヨーロッパ回帰》と《ヨーロッパ化》のあいだ」

「ポルスコシチ―ポーランド的なるものをめぐって」

白木太一　　「近世ポーランドのシュラフタ文化とポルスコシチ」
関口時正　　「narodowość, polskość, lechickość―藝術論争史から」
神崎伸夫　　「ポーランドの自然保護に見るポルスコシチ」
久山宏一　　「詩聖たちとポルスコシチ」
楠原祥子　　「演奏家の見たポルスコシチ――器楽曲になった舞曲としてのマズルカ」

『フォーラム・ポーランド2007年会議録』（2007.12.20刊）　第3号

「ワルシャワをめぐって」

松平　朗　　「《ワルシャワの秋》をふりかえって」
渡辺克義　　「映画に見るワルシャワ　―キェシロフスキ監督作品を中心に」
柴　理子　　「日ポ交流史の中のワルシャワ」
渡辺和男　　「チューリッヒ、ロンドン、ワルシャワに駐在して」
安井教浩　　「両大戦間期ワルシャワの政治文化 ―ユダヤ人との共生と反ユダヤ的風潮のはざまで」
「ワルシャワという町」　工藤幸雄氏に聞く　（インタビュー）

『フォーラム・ポーランド2008年会議録』（2009.9.15刊）　第4号

「ポーランドのカトリック」

家本博一　　「ポーランドにおけるローマ・カトリック教会と教皇ヨハネ・パウロ２世」
山田朋子　　「分割期ポーランドのカトリック教会と聖職者」

塚原琢哉　　「聖地と巡礼」
黄木千寿子　　「ポーランド現代音楽とカトリシズム」
加藤久子　　「社会主義期ポーランドのカトリック教会」
パネル・ディスカッション――小森田秋夫、家本博一、加藤久子

『フォーラム・ポーランド2009年会議録』（2010.10.1刊）　第5号

「ショパン」

ヨランタ・ペンカチュ　「国民作曲家としてのショパン――ある私物化の物語」
平野啓一郎　　「《近代小説》の主人公としてのショパン」
加藤一郎　　「楽譜に刻まれたショパンの音楽世界――前奏曲作品28 を中心に」
河合優子　　「ショパンの本質へ――ナショナル・エディションの必然性」
武田幸子　　「ショパンの手稿譜について」
パネル・ディスカッション――加藤一郎、河合優子、武田幸子
「ショパンはどこにいるのか？」

『フォーラム・ポーランド2010年度会議録』（2011.9.20刊）　第6号

「《連帯》運動とその遺産 」

武井摩利　　「『連帯』運動概史と日本における支援活動 ポーランド資料センターを中心に」
伊東孝之　　「第三の民主化の波におけるポーランド『連帯』運動」
梅田芳穂　　「日本の『連帯』」
山崎博康氏　　「『連帯』 未完の革命」
パネル・ディスカッション：――伊東孝之、梅田芳穂、山崎博康

『フォーラム・ポーランド2011年度会議録』（2012.5.25刊）　第7号

「《ポーランドとその隣人たち》　シリーズ第一回」

吉岡　潤　　「20世紀ポーランドの国境線と隣人たち」
井上暁子　　「ドイツ／ポーランドの狭間で――20世紀越境文学の知られざる風景」
森田耕司　　「チェスワフ・ミウォシュの作品におけるポーランド語の地域的特徴――小説『イッサの谷間』を題材に」
福嶋千穂　　「正教の《西方》、カトリックの《東方》――合同教会をめぐる諸問題」

『フォーラム・ポーランド2012年度会議録』(2013.12.20刊)　第8号

「ポロネーズをめぐって」

黒坂俊昭　「ルネサンス期・バロック期におけるポーランド音楽の西欧音楽への影響」

平岩理恵　「ポーランドにおけるポロネーズの歴史と変容」

西田諭子　「ポロネーズからファンタジーへ――ショパンのポロネーズの調整に関する考察」

小早川朗子　「19, 20世紀の器楽曲としてのポロネーズ――ピアノ作品を中心として」

『フォーラム・ポーランド2013年度会議録』(2014.6.20刊)　第9号

「変貌する世界地図とポーランド――その今日・明日」

ツィリル・コザチェフスキ　「外交から見たおけるポーランドの世界及びEUにおける位置の変化」

蓮見　雄　「エネルギー問題から見たロシア・欧州関係とポーランドの選択」

資料（1）　蓮見雄氏講演スライド

大石恭弘　「ポーランドの事業環境の魅力と課題」

資料（2）　大石恭弘氏講演資料　「在ポーランド日本商工会会員企業へのポーランド事業環境の評価及び経済特別区に関するアンケート調査報告書」「19, 20世紀の器楽曲としてのポロネーズ――ピアノ作品を中心として」

『フォーラム・ポーランド2014年度会議録』(2015.5.25刊)　第10号

「アンジェイ・ワイダ」

佐藤　忠男　「アンジェイ・ワイダの映画」

本木　克英　「ワイダに教わる映画の作り方」

大竹　洋子　「こんにちは、ワイダさん――『大理石の男』からManggha創立20周年まで」

千葉　茂樹　「TV『ナスターシャ・夢の舞台』(1989)」

星埜　恵子　「ワイダが描く　映画・舞台美術」

パネル・ディスカッション――佐藤忠男、本木克英、大竹洋子、岩波律子　「映画におけるポーランド派」の昨日・今日・明日」

『フォーラム・ポーランド2015年度会議録』（2017.11.26刊）　第11号（オンラインジャーナル）

「ポーランドとその隣人たち2」

白石 和子　「リトアニア・ポーランド関係史　―リトアニアからの視点―」

井出 匠　「ポーランドのnaródとスロヴァキアのnárod　―“貴族の共和国”のシヴィック・ネイションと“歴史なき民”のエスニック・ネイション―」

越野 剛　「ベラルーシの中のポーランド　―バルシュチェフスキ、ミツキェヴィチ、ブルガーリン―」

加藤 有子　「ガリツィアの文化的複層性と連続性　―文化遺産保存と18世紀バロック彫刻家ピンゼルを手がかりに―」

ご注文、ご照会は　info@forumpoland.org　まで。

監修:　フォーラム・ポーランド
編著:　関口時正　田口雅弘　白木太一

Publikacja przygotowana przez „FORUM POLSKA”
Redakcja　Tokimasa Sekiguchi, Masahiro Taguchi, Taichi Shiraki
ISSN 2433-4111
2018　© Tokimasa Sekiguchi, Masahiro Taguchi, Taichi Shiraki